



ISSN 2432-9576

ENSG, No.10, 2025年12月発行

**ENSG**

(Ethnicity, Nation, State, and the Globe)

**No.10**

エスニック・マイノリティ研究 第10号

エスニック・マイノリティ研究会 2025年12月



# 『エスニック・マイノリティ研究』第10号

## 目次

### 論文・研究ノート等

●東部スロヴァキア・クロンパヒにおける住民調査とその波紋

—スロヴァキア州庁文書に基づく再構成と解釈に向けた試み

——香坂 直樹——p. 5

●ガッサン・ハージ、パレスチナ／イスラエルへのまなざし

——栗林 大——p.23

●タイ・ミャンマーにおける仏教実践の比較研究に向けて

——小島 敬裕——p.35

### エッセイ等

●ピケティ『資本とイデオロギー』と可視化

——松岡 格——p.49

●35年目の「社会主義時代の記憶」

—1989年11月17日「ビロード革命」記念日の体験

——森下 嘉之——p.53

執筆者一覧・編集後記——p.59



## 論文・研究ノート等



## [研究ノート]

# 東部スロヴァキア・クロンパヒにおける 住民調査とその波紋 —スロヴァキア州庁文書に基づく再構成と 解釈の試み—

香坂 直樹

### はじめに

本稿は、スロヴァキア国民文書館 (Slovenský národný archív, SNA) に収蔵されているスロヴァキア州庁 (Krajinský úrad) の関係文書を基に、両大戦間期初期の 1921 年から 1922 年にかけてスロヴァキア東部のクロンパヒで発生した国勢調査に起因する騒動を再構成し、その意味に関して分析を加えるものである。

クロンパヒで発生した一件は、スロヴァキアの国勢調査や人口動態に関する研究の第一人者であるチシリアルとシプロハがすでに彼の著作において 1919 年の暫定センサスのデータが 1921 年の定期国勢調査の資料として流用された例外的な事例として手短かに言及している事例<sup>1</sup>ではある。しかしながら、本稿では行政文書を通じてより詳細に経緯を再構成したい。その理由は次の二点にある。

第一に、筆者がこれまでも触れてきた点であるが、1919 年 8 月にスロヴァキアで実施された暫定センサスは、定期的な国勢調査とは別扱いとして、基本的にデータが切り離されて処理されていた<sup>2</sup>。しかし、クロンパヒの事例は 1919 年暫定センサスの結果が補足修正されつつ、1921 年の定期国勢調査のデータとして流用された稀有な事例である。第二に、プラハの中央官庁やスロヴァキアの行政組織内で、本事例がクロンパヒでの住民不穏ないし騒動を再発させるのではないかと、という懸念が一定程度抱かれていたことがわかるからである。では、国勢調査と再調査をめぐる一件がクロンパヒでの不穏ないし騒動の懸念を惹起させた理由についても本稿で説明を試みたい。

以下では、第 1 節で 1919 年にスロヴァキアで実施された暫定センサスと 1921 年の定期国勢調査の背景と経緯について紹介した後、第 2 節では本稿の舞台となるクロンパヒという町と 1921 年 2 月にこの街で発生した労働争議について先行研究を基に経緯をまとめる。そして第 3 節で、スロヴァキア州庁の文

<sup>1</sup> TIŠLIAR, Pavol – ŠPROCHA, Branislav, *Malé dejiny veľkých akcií. Sčítania ľudu a súpisové akcie na Slovensku v rokoch 1919 – 1950*, Trnava, 2022, p.66. チシリアルとシプロハによる 1919 年の暫定センサス研究としては、上記の著作の他に、TIŠLIAR, Pavol, *Mimoriadne sčítanie ľudu na Slovensku z roku 1919. Príspevok k populačným dejinám Slovenska*, Bratislava, 2007 や TIŠLIAR, Pavol – ŠPROCHA, Branislav, *Zaznávaný a nepoznaný census 1919 či len kuriozita?* In *Historický časopis*, roč.63 (2015), č.2, pp.253-274 などがある。

<sup>2</sup> 香坂直樹、「「スロヴァキア」を統計学的に把握するチェコスロヴァキア建国直後の試み—1919 年の暫定センサスの準備と実施、集計過程の分析—」、『エスニック・マイノリティ研究(ENSG)』、No.1, 2017, p.9.

書を手掛かりに 1921 年の定期国勢調査の資料の搜索から補足調査の実施に至る経緯を再構成し、第 4 節でこのクロンパヒでの一件と行政側が抱いた懸念について分析を加えたい。

## 1. チェコスロヴァキア建国直後の 2 つの国勢調査

### 1-1. 定期的な国勢調査と暫定センサスの背景

本節では、チェコスロヴァキア建国直後のスロヴァキアで実施された 2 つの国勢調査、すなわち 1919 年 8 月に「スロヴァキア全土」で実施された暫定センサスと、1921 年の全国国勢調査についてその経緯を紹介したい。ただ、暫定センサスの詳細に関しては既に拙論<sup>3</sup>に記しているため、本節では手短に触れるにとどめる。

現在のスロヴァキアを含めた中央ヨーロッパ一帯では、一帯がオーストリア＝ハンガリー二重帝国の統治下に置かれていた 19 世紀後半以来、定期的な国勢調査が実施されていた。第一次世界大戦と二重帝国の解体前には、1869 年、1880 年、1890 年、1900 年、1910 年とほぼ 10 年間隔で実施され、この定期的な国勢調査の慣行は第一次世界大戦後に建国されたいわゆる継承国にも引き継がれた。両大戦間期のチェコスロヴァキア共和国では、1921 年と 1930 年に 2 回の定期国勢調査が実施され、これらの調査で収集されたデータは帝国時代からの差分を含め両大戦間期に数度発行された『統計年鑑』などに記録され、チェコスロヴァキア政府による統治に役立てられることになった。

一方、上記の定期的な国勢調査と別個かつ独立して構想され、実施されたのが、1919 年 8 月に「スロヴァキア全土」で実施された暫定センサスである。

この暫定センサスが実施された背景には、第一次世界大戦直後の建国期に、新しいチェコスロヴァキア国家に帰属する領土の実効支配を進めなくてはならないという新政府が直面した喫緊の課題と、それに付随する「スロヴァキア」ないし「北部ハンガリー」(フェルヴィデーク)の領有をめぐるチェコスロヴァキアとハンガリーならびにポーランドとの領土紛争とが存在した。それらの課題を有利に解決するために、国際場裏で協商諸国の支持と理解を獲得する必要性が生まれる。民族別の住民分布の視点からチェコスロヴァキア側の領土要求を来たる講和会議などで正当化する資料を作成するためにも、各地に住まう住民の属性に関する基礎資料として住民調査ないし国勢調査が示す結果の重要性が高まった。ただし、チェコスロヴァキア政府はハンガリー王国時代に実施された国勢調査の結果はハンガリー人優位な操作が加えられていると認識していたため、より「正確」な結果を入手する目的からスロヴァキア全土で暫定的な住民調査を実施する構想が浮上したのである。

具体的には以下のような経過を経て暫定センサスの実施に至った。まず、1918 年 12 月末の政府閣議で暫定住民調査(暫定センサス)の実実施計画が浮上した。そして、スロヴァキア統治全権大臣を務めていた V・シロバルの要請を受け、統計局幹部の J・ムラスがスロヴァキアに派遣され、統治省幹部との協議を経て、センサスの実施計画が作成された。計画を受けて、調査票の作成や印刷、あるいは訪問調査を担当する調査員の選定などの実務的な用意が進行した。当時の物資不足の状況もあり準備の遅れが見受けられる中でも、2 月下旬にスロヴァキア統治省は 3 月 20 日を基準日とした暫定センサスの実施を公布

<sup>3</sup> 香坂直樹、「「スロヴァキア」を統計学的に把握するチェコスロヴァキア建国直後の試み—1919 年の暫定センサスの準備と実施、集計過程の分析—」、『エスニック・マイノリティ研究 (ENSG)』、No.1, 2017, pp.5-34; 香坂直樹、「一九一九年のスロヴァキアにおける暫定センサスとその余波」、長興進・篠原琢・中澤達哉編『「小さな国」からの問いかけ—チェコとスロヴァキア 歴史と文化—』、績文堂出版、2025 年、pp.151-170.

した。しかし、実施に向けた準備は整わず、さらに3月21日に隣国ハンガリーで発生した政変、つまりハンガリー評議会共和国の成立を受けて、3月下旬の暫定センサス実施は延期された。

この後、第2節でも触れるが、チェコスロヴァキアとハンガリーとの間で武力紛争が発生し、1919年7月初旬まで継続した。この紛争状況が終息した後、スロヴァキア統治省は暫定センサスの実施準備を再開した。1919年8月20日が新たな基準日として設定され、8月下旬にスロヴァキア各地で調査員が実際に戸別訪問を行い、暫定センサスが実施される。この後1919年後半以降にスロヴァキア統治省への調査結果資料の送付が進み、集計作業も開始された。最終的には1920年12月<sup>4</sup>にスロヴァキア統治省は暫定センサスの結果として『スロヴァキア地名一覧』（以下、『地名一覧』と表記する）を公刊し、暫定センサスは無事に完了した。

## 1-2. 暫定センサスの特徴と調査内容

以上の経緯で実施された暫定センサスはどのような特徴を有していたのだろうか。

第一に、提案自体はチェコスロヴァキア政府から出されたものであるが、暫定センサスの準備作業と実務はスロヴァキア統治省が統計局の支援を受けつつ実施し、『地名一覧』の公刊までスロヴァキア統治省が完遂したことにある。

第二に、新国家の成立とスロヴァキアでの実効支配の確立と国際的承認の獲得、具体的には講和会議用の資料作成に向けた基礎データの収集という当時の喫緊の課題に応じた明確かつ限定的な目的を伴った調査として企図されたことである。

この目的の限定性は暫定センサスでの調査項目にも反映される。暫定センサスでは、各家庭の構成員の続柄といった基本情報以外には、住民各自の民族意識や使用言語、宗派帰属、戦争体験といった住民の個人的な属性、ならびに調査員が記入する自治体情報のみに調査項目が絞り込まれ、早急な集計が目指されたのである。

しかしながら、上述のように暫定センサスの実施は1919年8月下旬にずれ込む。一方、パリ講和会議では、同年6月末までには、中欧地域の新たな国境線などに関する協商国の基本的な方針がほぼ固まっていた。この意味では暫定センサスは実施前に企画時の意義を喪失していたといえよう。

しかし、それでも暫定センサスは中止されず、戸別調査と集計作業が完遂された。この理由としては、チェコスロヴァキア新国家とスロヴァキア統治省が新たな統治領域として獲得した「スロヴァキア」についての基礎情報、具体的にはスロヴァキアの各町村の基本情報を収集し、『地名一覧』として参照できるようにすること、それ自体にもあったのではないかと想定される。

1919年の暫定センサスは、以上のように、特殊かつ特定の理由に基づいて実施された事業であり、帝国時代からの定期的な国勢調査とは別扱いの調査として位置づけられた。そのため、暫定センサスの結果は基本的に『統計年鑑』には反映されなかった。

繰り返しとなるが、その唯一の例外が、本稿で注目するクロンパヒの事例である。

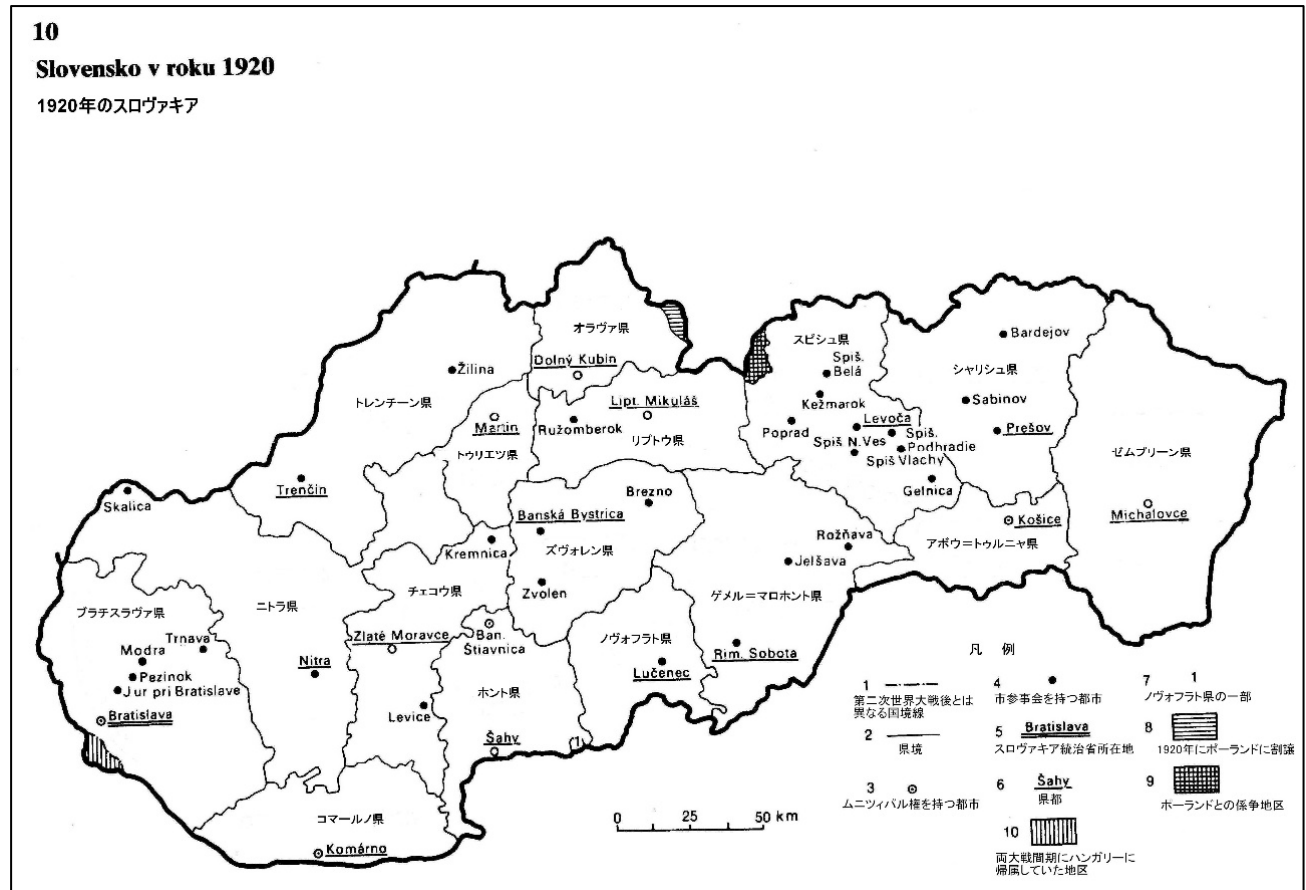
<sup>4</sup> 『地名一覧』の奥付には発行日は1920年12月と記されている。一方で、1921年以降の国際的な取り決めに基づく国境線修正に伴う変動も『地名一覧』の収録データには反映されている。そのため『地名一覧の』実際の公刊は1921年以降であると想定される。

## 2. クロンパヒという町と 1921 年 2 月の労働争議

### 2-1. クロンパヒの地理と第一次世界大戦直後までの状況

本節ではこの一件の舞台となったクロンパヒ Krompachy（ハンガリー語ではコロンパ Korompa、ドイツ語ではクロンバハ Krombach）<sup>5</sup>の歴史について簡単に示す。

クロンパヒは、2025 年現在の行政区分ではスロヴァキア南東部を管轄するコシツェ県に属する町であり、2024 年時点での人口は約 8,500 人を数える。ただ、本稿で扱う 1920 年代代初めの時点ではスピシ県ゲルニツァ郡に所属していた。【地図 1 参照】



【地図 1】 第一次世界大戦後、1920 年代初めのスロヴァキアの行政区分

地理的にはクロンパヒはスピシーゲメル鉱山地帯の一角に位置し、ハンガリー東部を南に流れるティサ川の支流であるホルナート川とスロヴィンスキー・ポトク川の合流地点に立地している。

現在ではやや寂れた印象もあるが、実のところ、クロンパヒは第二次世界大戦の社会主義期の（チェコ）スロヴァキア史学においてはスロヴァキア現代史記述にとって欠かせない有名な場所だった。1921 年 2 月にクロンパヒで発生した労働争議（後述）が両大戦間期のチェコスロヴァキアのブルジョワ体制が有する抑圧性を示す事件として解釈され、第二次世界大戦後の共産党の政権掌握と社会主義建設に

<sup>5</sup> 本稿では、クロンパヒ以外についても、現在のスロヴァキア共和国の領域内にある地名・自治体名については基本的にスロヴァキア語で表記し、必要に応じて他言語の名称も併記する。以上の地名表記法は単に煩雑さを避けることを目的としており、それ以上の意味を示すものではない。

たる過程を正当化する一事件として位置づけられたためである。

そのため社会主義期よりクロンパヒの地域史研究も幾つか出版されている<sup>6</sup>。以下では、これらの先行研究に依拠しつつ、20世紀初めまでのクロンパヒの歩みと1921年2月に発生した労働争議について述べる。

上記のようにクロンパヒの周辺は鉱山地帯であり、広大な森林も広がっていたため、古来より製鉄が営まれていた。中世の13世紀にはハンガリー王国のスピシ王城が保有する所領としてクロンパヒに言及した文書も残されている<sup>7</sup>。その後、クロンパヒを治める領主は何度か代わったものの、製鉄の町として歩みを続けた。

クロンパヒの転機は、19世紀半ばの1840年代に近代的な製鉄所が建設され、経営主体も株式会社のホルナート流域製鉄会社 (Pohornádska železiarska spoločnosť, PŽS) に転換したことである<sup>8</sup>。1872年にはハンガリー王国北部を横断し (二重帝国の「オーストリア」側に属した) シレジアに至るコシツェーボフミン鉄道がクロンパヒ経由して全面開通し、鉄鋼製品の出荷が容易になった<sup>9</sup>。また、1889年には現在のスロヴァキア領域で初の水力発電所がホルナート川に建設され、エネルギーの確保も進む。

このような急速な工業化を反映して、クロンパヒへの労働者の流入も進む。1881年に1,951人だったクロンパヒの人口は19世紀末に急増し、1910年には6,378人に達した。スロヴァキア系以外にもハンガリー系、ポーランド系、ドイツ系の住民も居住していたと記録されている<sup>10</sup>。

こうして、クロンパヒはPŽSの企業城下町として発展し繁栄したが、企業間の競争も進行していた。20世紀初めにはPŽSは同業のリマムラーン社 (Rimamuránska spoločnosť) に吸収され、同社の下で製鉄所の稼働が続く。

この状況の下で、クロンパヒは第一次世界大戦の勃発と二重帝国の解体、チェコスロヴァキア国家の成立とスロヴァキアの実効支配の試みという政治の変動を迎えた。

1918年10月後半にチェコスロヴァキア国家の建国が宣言され、ハンガリー王国北部のマルティンでスロヴァキア系政治家たちがチェコスロヴァキアへの参加を宣言した時点では、コシツェ (ハンガリー語ではカッシヤ) やクロンパヒなどの一帯はハンガリー当局の統治下にあった。クロンパヒ町会もハンガリー王国の一体性に対する支持を議決し<sup>11</sup>、今後もハンガリー王国に残留する意思を表明している。

一方で戦争末期からはハンガリー国内でも重要工場であったクロンパヒの製鉄所でも物資不足、特にコークスなどの生産財の不足は深刻な状況となり、高炉の稼働も停止がちとなった。同時に工場労働者や家族、地域住民向けの配給も滞りがちとなる。

他方、クロンパヒから50kmほど東にある都市コシツェでは、1918年12月11日に親ハンガリー路線、すなわち北部ハンガリーのチェコスロヴァキアへの参加を拒否する姿勢を示した「スロヴァキア人民共

<sup>6</sup> DANGL, Vojtech, *Kropachy, pamätné miesto robotníckej vzbury*, Košice, 1976; CHALUPECKÝ, Ivan – RAK, Ján (eds.), *Dejiny Kropach*, Košice, 1981; SKRAK, Ladislav (ed.), *Kropachy – Osobnosti – História*, Kropachy, 1992.

<sup>7</sup> Chalupický – Rak (eds.), p.16.

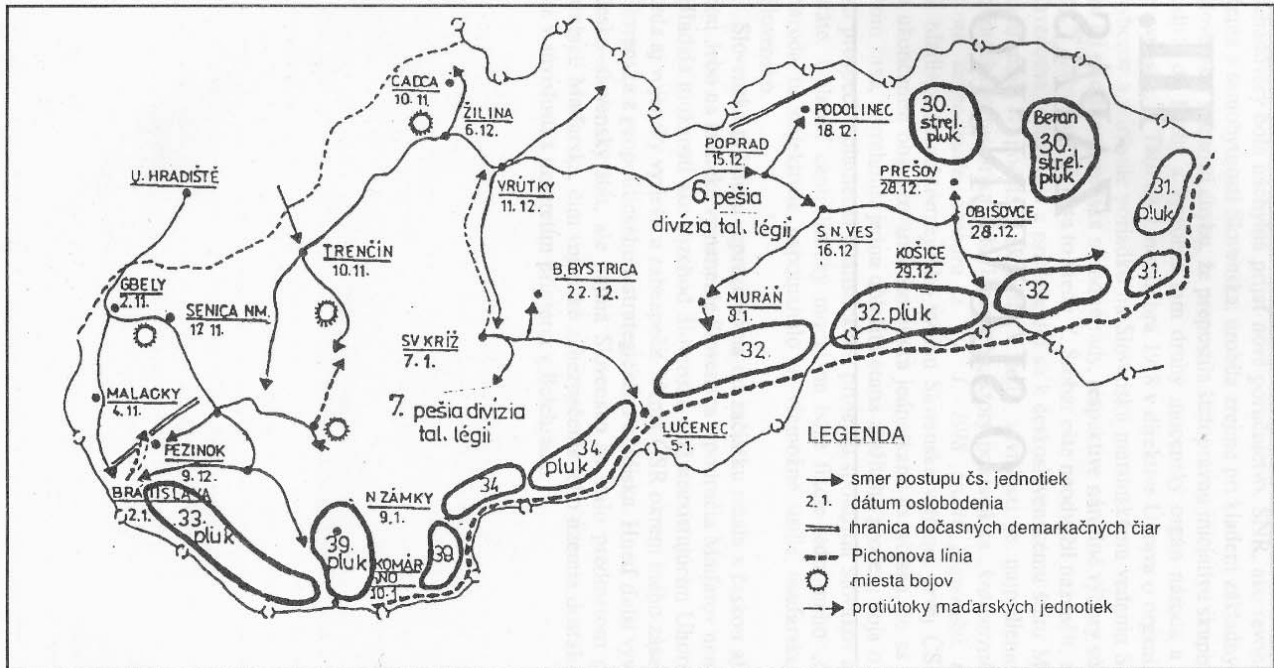
<sup>8</sup> Ibid. pp.67-68.

<sup>9</sup> DANGL, Vojtech – BYSTRICKÝ, Valerián (et al.), *Chronológia dejín Slovenska a Slovákov I.*, Bratislava, 2014, p.428. また、PŽSはコシツェーボフミン鉄道にレールや貨車を供給する役割も担っていた。

<sup>10</sup> Chalupický – Rak (eds.), p.102.

<sup>11</sup> Ibid., p.147.

和国」の成立が宣言された<sup>12</sup>。これに対し、北部ハンガリーないしスロヴァキアの実効支配の確立を求めたチェコスロヴァキア政府は、協商国側の理解を得つつ、コシツェーボフミーン鉄道に沿ってスロヴァキア東部への軍の進駐を進めた。同年 12 月 27 日はクロンパヒ、29 日にはコシツェにチェコスロヴァキア軍が進駐する。かくしてクロンパヒもチェコスロヴァキア国家の統治下に入った<sup>13</sup>。【地図 2 参照】



Obsadzovanie Slovenska november 1918 - január 1919

【地図 2】 1918 年 12 月～1919 年 1 月にかけてのチェコスロヴァキア軍によるスロヴァキア進駐の推移  
 [出典：HRONSKÝ, Marián, *Boj o Slovensko a Trianon 1918-1920*, Bratislava, 1998, p.96.]

しかし、翌 1919 年 3 月 21 日のブダペシュトでの政変とハンガリー評議会共和国の成立を受け、スロヴァキアをめぐるチェコスロヴァキアとハンガリーとの紛争が再燃した。

1919 年 5 月末にハンガリー赤軍はスロヴァキアへの進攻を開始する。東部のコシツェからプレショウにかけても赤軍の主攻勢軸の 1 つとなり、当地の防衛を担当していたチェコスロヴァキア東部軍集団隷下の部隊が東西に分断される状況に陥った<sup>14</sup>。1919 年 6 月 6 日にはコシツェ、6 月 9 日にはプレショウがハンガリー赤軍に占領され、6 月 16 日に占領下のプレショウで「スロヴァキア評議会共和国」の成立も宣言される<sup>15</sup>。

一方で、分断されたチェコスロヴァキア東部軍集団隷下の第 6 師団は、クロンパヒとコシツェの間に位置し、コシツェーボフミーン鉄道の駅もあったマルゲツァニの東に防衛線を敷き直し、赤軍の西進とスピシ地域への進入をくい止めた<sup>16</sup>。

<sup>12</sup> HRONSKÝ, Marián, *Boj o Slovensko a Trianon 1918-1920*, Bratislava, 1998, p.138.

<sup>13</sup> Hronský, pp.142-143; Chalupecký – Rak (eds.), p.148.

<sup>14</sup> Hronský, pp.174-175.

<sup>15</sup> *Ibid.*, pp.177-178, 180.

<sup>16</sup> *Ibid.*, p.178.

その後、外交レベルでの交渉が進み、7月初めに連合軍とハンガリー政府との間で、ハンガリー赤軍の撤兵に関する協定が成立した。これに基づき、ハンガリー赤軍は占領地からの撤退を始め、赤軍の存在を前提にしていたスロヴァキア評議会共和国も消滅する。こうして、スロヴァキア東部での紛争も解決したのである。

以上のように、1918年秋の二重帝国の崩壊以後、1919年秋にチェコスロヴァキア政府による統治が確立するまでの間、現在の東部スロヴァキアでは何度かの武力紛争が発生した。本稿で注目するクロンパヒは、1918年12月末にチェコスロヴァキア軍が進駐した後は、チェコスロヴァキア政府とその地方行政組織以外による統治こそ経験していないものの、1919年春から夏にかけてもハンガリーとの紛争を最前線付近で経験した。このことはスロヴァキア系やハンガリー系など様々な住民が居住していたクロンパヒの社会に緊張を生む要因になったと想定できる。

## 2-2. 第一次世界大戦後のクロンパヒの経済状況と1921年2月の労働争議

第一次世界大戦が終結し、クロンパヒ一帯がチェコスロヴァキア国家へと組み込まれた後も、クロンパヒの製鉄所の経営環境は好転しなかった。むしろ、第一次世界大戦後のオーストリア＝ハンガリー二重帝国の解体と国境線の引き直しを通じて、クロンパヒの製鉄所はより困難な状況に陥ったのである。

上述した通り、クロンパヒの製鉄所は戦前の時点でリマムラン社の下に置かれていたが、同社の本社はブダペシュトにあった。第一次世界大戦後は外国企業の下で製鉄所が運営される状況が生じたのである。同社の生産割当などに関する交渉はブラチスラヴァのスロヴァキア統治省などを介して継続されたものの、難航した<sup>17</sup>。さらに、チェコスロヴァキア国家の成立後は、より先進的なチェコ企業との競争も始まり、原材料の供給不足の状況も継続していた。やや先回りするならば、1922年にはリマムラン社とチェコ側の製鉄カルテルとの合意が成立し、クロンパヒでの鉄鋼生産は事実上の停止に追い込まれた。製鉄業に依存していたクロンパヒの経済的繁栄は終焉の時を迎え、産業構造の転換を迫られたのである<sup>18</sup>。

このような経済的苦境と生活状況の低下が続く中で、第一次世界大戦後のクロンパヒでは労働争議も頻発した。町の治安悪化と「ボルシェヴィズム」の広まりに警戒し、これを阻止する目的から、1919年1月には近隣のコシツェから軍部隊が派遣されるまでになる<sup>19</sup>。これに対し労働者や労組側は、滞りのない食糧配給の実現に加えて、出版の自由ないしハンガリー語雑誌の輸入許可を求めて抵抗した<sup>20</sup>。

さらに1919年3月下旬以降には、上述したようにハンガリーで評議会共和国政権が成立した結果として、クロンパヒでも緊張が高まった。すでに述べた軍事的な緊張とスロヴァキア全土への戒厳令の布告という状況下で、労働運動に対する当局側の警戒心もさらに高まった。政府及び東部軍司令官のエンノック将軍 (Edmond Charles Adolphe Hennocque) は労組幹部のクロンパヒからの追放も検討していた<sup>21</sup>。この背景にはクロンパヒの労組幹部がハンガリー側の人物と接触していたという憲兵隊からの情報もあった<sup>22</sup>。

<sup>17</sup> Chalupecký – Rak (eds.), pp.149-150.

<sup>18</sup> *Ibid.*, pp.150-152.

<sup>19</sup> *Ibid.*, p.181.

<sup>20</sup> *Ibid.*

<sup>21</sup> *Ibid.*, p.183.

<sup>22</sup> *Ibid.*, p.182.

また、1920年には「第三インターナショナル」への加盟問題をめぐり、ヨーロッパ諸国で社会民主党の内紛が発生していた。チェコスロヴァキア社会民主党内でも左右対立が激化し、社民党左派の支援を受けてチェコスロヴァキア各地でも労働運動が急進化する。クロンパヒの労働者も1920年12月に発生したゼネストに参加し、クロンパヒの情勢はさらに先鋭化した<sup>23</sup>。

翌1921年1月には、会社側からの要請を受けてクロンパヒに駐在する憲兵隊の人員が増強され、軍も警戒を強化した。2月17日と18日には労組関係者の一斉検挙が行われた。さらに、検挙者のうち外国籍者には国外退去処分が課されるのではないかとの流言も広まり、労組と会社側との緊張はさらに高まった<sup>24</sup>。

その中で2月21日の月曜日に定例の食料配給が実施された。しかし、折からの物資不足のため、小麦粉の配給量は減らされ、代替としてトウモロコシ粉が配給された。代替品による配給を受け取った女性たちは不満の声を上げることになる。周辺で配給を待っていた約60人の女性にも配給内容についての情報は広まり、彼女たちが抗議の意を示すために配給の受け取りを拒否する騒ぎとなった。会社側は直ちに憲兵隊詰所と連絡を取り、配給所に4人の憲兵が派遣された。同時に、特別配給の実施を通じた事態の収拾を試みる。一方で、女性たちは自らの中から3人の代表を選び、会社側との交渉を求めた<sup>25</sup>。

ところで、この2月21日のクロンパヒでは別の会合も予定されていた。来たる1921年2月24日にブラチスラヴァにおいてクロンパヒの製鉄所が直面していた幾つかの課題を扱う協約に関するリマムラン社本社側との交渉が予定されており、それに向けて21日午前10時から労働者代表と会社側との会談も設定されていたのである。女性代表は、労働者代表を介して自分たちも会社側との会談に参加することを要求し、会社側と女性代表との交渉が実現した。席上では配給問題も取り上げられ、会社側は24日の本社側との交渉に際して、配給問題を議題として取り扱うことを約束した<sup>26</sup>。

この間、事務所周辺に集まる女性の数は80~100人に増え、彼女らは交渉の結果を気にかけていた。他方で警戒にあたる憲兵隊にもさらなる応援部隊が到着した。そして、交渉終了後に事件が起きる。

女性代表の1人であるマーリア・ジアコヴァーが群衆の前で椅子の上に立ち、会社側との交渉内容を説明しようとしたまさにとき、会社側の幹部が彼女に対してハンガリー語で発言するなど叫んだ。彼女はスロヴァキア語での発言に切り替えようとしたが、幹部はそれを許さず、椅子の上から彼女を引きずり下ろした。周囲の憲兵隊もその様子を笑い飛ばしただけでなく、女性たちに殴り掛かり、実力をもって群衆を解散させようとしたのである<sup>27</sup>。

これを契機に群衆と憲兵隊との衝突が発生する。憲兵隊の行動に激高した労働者や群衆は、憲兵隊の介入を要請した製鉄所の事務所に雪崩れ込み、事務所を破壊し、工場の操業を拒否する事態にまで至った。偶然にも町の付近で演習を行っていた軍部隊や、急報を受けた憲兵隊の応援部隊がクロンパヒに派遣されたことで、ようやく騒乱は終息した。しかし、この衝突の結果、4名の死者と十数名の負傷者が残された。以上がクロンパヒで発生した労働争議の経緯である<sup>28</sup>。

<sup>23</sup> *Ibid.*, p.187.

<sup>24</sup> *Ibid.*, pp.188-189.

<sup>25</sup> *Ibid.*, p.191. なお、同書によれば、3人の女性代表の名前は、マーリア・ジアコヴァー (Mária Žiaková)、パヴラ・クーデルコヴァー (Pavla Kúdelková)、ズザナ・ドゥルリアチョヴァー (Zuzana Drliáčová) である。姓から判断する限りでは、彼女たちはスロヴァキア系の出自であると考えられる。

<sup>26</sup> *Ibid.*, p.192.

<sup>27</sup> *Ibid.*, pp.193-194

<sup>28</sup> *Ibid.*

一方、クロンパヒが労働争議で揺れる中、1921年2月下旬にはクロンパヒを含むチェコスロヴァキア全土では別の大事業が展開されていた。二重帝国期から10年毎に実施されていた定期国勢調査である。今回はチェコスロヴァキア共和国の建国後初めての全国的な国勢調査であり、クロンパヒでも調査員が戸別訪問を実施し、住民から情報を集めることになった。しかし、この国勢調査もまたクロンパヒで別の騒動を生む原因となる。

### 3. スロヴァキア州庁文書から再構成したクロンパヒでの補足調査の実施に至る過程

#### 3-1. スロヴァキア州庁と史料について

本節では、スロヴァキア国民文書館に収蔵されているスロヴァキア州庁の関係文書フォンド<sup>29</sup>に依拠しつつ、クロンパヒやスロヴァキアのその他の町村での1921年の定期国勢調査結果の検索に関する経過を再構成したい。

本節では、州庁文書のフォンドのうち、490番ボックスに収められた文書群に特に注目した。このボックスにはスロヴァキアで実施された2つの国勢調査、つまり1919年の暫定センサスと1921年の全国定期国勢調査に関して、スロヴァキア統治省がプラハの中央官庁ならびにスロヴァキア各地の行政組織との間で交わした通達や文書などが保存されている。これらの文書のうち、本稿で注目するクロンパヒでの再調査の一件に関する文書群は独立したフォルダにまとめられており、特に注意を払い、記録を保管すべき案件として扱われていたことが示唆されている。

まず、1921年の定期国勢調査が実施された時点でのスロヴァキアの地方行政機構を確認しよう。1920年代初頭時点のスロヴァキアは、ハンガリー王国時代から継承された約19の県(župa)に区分されており、県の下には郡、そして最下位の末端自治体<sup>30</sup>という階層で構成されていた【p.8の地図1参照】。そして、新国家建設の時期に、これらのスロヴァキアの地方行政組織を統括する暫定的役職として1918年12月の特別法(1919年法令集第64号法)に基づいて設置されたのが、スロヴァキア統治全権大臣(minister s plnou mocou pre správu Slovenska)職と、彼の下に置かれたスロヴァキア統治省(ministerstvo pre správu Slovenska, MPS)である。スロヴァキア統治省は、内務省などプラハの中央省庁から発せられた指令や照会要請などをスロヴァキア各地の行政組織に伝達する仲介者的な機能も果たした。本稿でも、これらのスロヴァキアを取り巻く関係諸機関間での文書の往還の結果として偶然にも現在まで残された文書を参照したい。

その後、スロヴァキア統治省は1923年のスロヴァキアでの県制度法の施行と県の再編時点でも存続した。しかし、1927年に成立した地方行政制度改革と州制度法(1928年7月)の施行を受けてスロヴァキア統治省は解体され、実質的な後継組織としてスロヴァキア州庁が設置される。スロヴァキア州庁はスロヴァキア統治省が作成し保存した文書も継承したため、上記のように1921年から1922年にかけて作成された文書もスロヴァキア州庁関係文書として保存され、現在に残されている。

#### 3-2. 1921年定期国勢調査の関係資料の検索

さて、上記の経緯を経てスロヴァキア国民文書館に残されたスロヴァキア州庁文書490番ボックスからわかる範囲によれば、クロンパヒやその他の町村での国勢調査関係資料の検索が始まったことを伝え

<sup>29</sup> SNA Fond KÚ, č. škatula 490.

<sup>30</sup> なお、末端自治体には町村 obec と市 mesto との区別があり、権限が異なっていた。

る最初の文書は、1921年12月13日付でスピシ県庁（レボチャ市）からスロヴァキア統治全権大臣宛てに送付された通信文である<sup>31</sup>。この文書では、スロヴァキア統治省行政 III 課からの照会文書（č.13418/21, Adm.III）に対する返信という形式で、1921年2月に実施された定期国勢調査に関する資料はすでにプラハに充てて発送済みであると記されている。この通信文に先立ち、1921年内の時点で内務省から定期国勢調査の関係資料の所在確認ないしプラハの統計局への発送確認に関する照会があったことを示唆しているが、現時点では確認できていない。

次の重要文書は、翌1922年1月17日付でプラハの国立統計局から内務省に宛てに発せられ、スロヴァキア統治省にも転送された報告文である<sup>32</sup>。

この文書は、1922年1月中旬時点でもスロヴァキアの(1)オラヴァ県全域（ドルニー・クビーン、ナーメストヴォ、トゥルスチェナー、トゥヴルドシーンの4郡）、(2)バンスカー・シチアウニツァ市とバンスカー・ベラー（ホント県）、(3)マラツキ郡（ブラチスラヴァ県）、(4)ジラルトウツェ郡（シャリシ県）、(5)クロンパヒ（スピシ県ゲルニツァ郡）の5地点からは国勢調査の関係資料が未着であると記し、至急な対応を関係諸機関に要請した。

スロヴァキア統治省はこの文書の転送を受け、上記の5地点を管轄する行政組織に調査要請（č.1189/22, Adm.III）を発したものとみられる（未確認）。

翌2月にはこの調査要請に対する各地からの返信が相次いでスロヴァキア統治省に届いた。先ほどの報告文に振られた番号の順に確認したい。

(1) オラヴァ県庁（ドルニー・クビーン）からは、1月31日付で、国勢調査の関係資料は本日（1922年1月31日）付でプラハの統計局に向けて発送したとの報告が寄せられた<sup>33</sup>。発送が遅れた理由として、オラヴァ県の担当者は、発送準備は整っていたもののいつ発送すればよいのか指示がなかったので留め置いていたのだ、と記している。

(3) ブラチスラヴァ県庁からは、2月3日付で、マラツキ郡を含む県内の国勢調査資料は1921年10月8日にプラハの統計局宛てに発送済みであり、この件はスロヴァキア統治省行政 III 課にも通知済みであるとの報告が届いた<sup>34</sup>。

(4) シャリシ県庁（プレショウ市）からは、2月6日付で、ジラルトウツェ郡の国勢調査資料はプラハの統計局宛てに発送したとの返信が届いたが、資料の発送日は記されていない<sup>35</sup>。

(5) クロンパヒについては、ゲルニツァ郡庁とスピシ県庁の双方からの返答が残っている。前者のゲルニツァ郡からの報告（2月8日付）は、国勢調査の関係資料は1921年3月の時点でスピシ県庁の役人であるヴルハウスキー博士（Dr. Wrhovský）に直接引き渡し済みであると記している<sup>36</sup>。一方、スピシ県庁か

<sup>31</sup> č. škatula 490, č.16761/21, Adm.III.

<sup>32</sup> č. škatula 490, č.1189/22, Adm.III.

<sup>33</sup> č. škatula 490, č.2117/22, Adm.III.

<sup>34</sup> č. škatula 490, č.2082/22, Adm.III.

<sup>35</sup> č. škatula 490, č.2248/22, Adm.III.

<sup>36</sup> č. škatula 490, č.2321/22, Adm.III.

らは、クロンパヒの調査結果は 1921 年 12 月 18 日付でプラハの統計局に充てて発送したとの報告（2 月 4 日付）が届けられた<sup>37</sup>。

以上の通り、2 月 20 日までは、スロヴァキア統治省宛てに、バンスカー・シチアウニツァとバンスカー・ベラーを例外として、各地点を管轄する組織からの報告が届き、スロヴァキア統治省は、これらの結果を取りまとめてプラハの内務省と国立統計局宛てに報告したものと考えられる<sup>38</sup>。

### 3-3. 内務省の最搜索要請とスピシ、シャリシ両県の対応

このスロヴァキア統治省からの調査結果報告に応える形で、折り返し、内務省から再度スロヴァキア統治省宛てに、1922 年 2 月 23 日付で、この時点でも国勢調査結果が未着である地区の連絡が届けられている<sup>39</sup>。ここでは、(1)ナーメストヴォ郡とトゥルスチェナー郡、トゥヴルドシーン郡（オラヴァ県）とジラルトウツェ郡（シャリシ県）、(2)バンスカー・シチアウニツァ市とバンスカー・ベラー、(3)クロンパヒの 3 地点について、資料が未着であると提示され、内務省はスロヴァキア統治省に対して各地点を管轄する行政組織への再度の働きかけを強く求めた。しかし、この要請に対するスロヴァキア統治省と各県庁などからの応答に関する文書は確認できていない。

さらに 4 月 1 日付で内務省は再度スロヴァキア統治省宛ての文書を発信した<sup>40</sup>。ここで内務省は資料未着の問題が解決されていない地点としてジラルトウツェ郡とクロンパヒの 2 つを名指しし、両地区からは（スロヴァキア統治省を経由して）資料を発送済みとの連絡が届いているものの、実際のところ統計局には届いていない旨を指摘した。その上で、内務省の名で改めてスロヴァキア統治省に対してジラルトウツェ郡とクロンパヒに関する資料の発送状況に関する再調査を求め、資料を確保し、資料を取り巻く状況を明確にするよう要請した。スロヴァキア統治省は内務省からの要請をシャリシ県とスピシ県に改めて伝達し、再調査を求めた（č.4621/22, Adm.III）。

この後、5 月 11 日付の文書で内務省は統計局幹部との電話を通じて国勢調査資料が火急に必要であると伝えつつ、調査を進めるよう再度スロヴァキア統治省に念を押す姿勢を示した<sup>41</sup>。

これらの度重なる再調査要請を受け、スピシ県とシャリシ県からも何回かの返答がスロヴァキア統治省に寄せられている。

ジラルトウツェ郡に関する再調査を求められたシャリシ県庁は、まず 4 月 19 日付で鉄道当局に当該貨物の発送状況を確認したいので、スロヴァキア統治省に送付した発送票をシャリシ県庁に再転送するよう要請した<sup>42</sup>。次いで 5 月 19 日付の報告では、プレショウ駅事務所を介して鉄道当局に照会した結果として、全 17 個口の貨物の 8 番貨物としてジラルトウツェ郡の調査結果もすでにプラハ宛に送付済であるとの調査内容を寄せた<sup>43</sup>。また、5 月 29 日付の報告でもシャリシ県庁は重ねてジラルトウツェ郡を含め

<sup>37</sup> č. škatula 490, č.2600/22. Adm.III.

<sup>38</sup> なお、č.1189/22. Adm.III.で示された 5 つの地区のうち、(2)にあたるバンスカー・シチアウニツァ市からは、やや遅れて 3 月 24 日付でスロヴァキア統治省宛ての文書が届き、1922 年 3 月 16 日付で国勢調査資料をプラハに充てて発送した旨が報告されている（SNA Fond KÚ, č. škatula 490, č.4271/22. Adm.III）。

<sup>39</sup> č. škatula 490, č.2959/22. Adm.III.

<sup>40</sup> č. škatula 490, č.4621/22. Adm.III.

<sup>41</sup> č. škatula 490, č.6692/22. Adm.III.

<sup>42</sup> č. škatula 490, č.6008/22. Adm.III.

<sup>43</sup> č. škatula 490, č.7372/22. Adm.III.

たジャリシ県の国勢調査資料はすでにプラハに宛てて発送済みであると回答している<sup>44</sup>。

しかし、6月6日付の報告<sup>45</sup>では、ジャリシ県庁の報告内容は一変した。詳細は記されていないものの、ジラルトウツェ郡の調査結果を再発見し、当日（6月6日）付でプラハに向けて急遽発送したとの報告をスロヴァキア統治省に発信したのである。しかし、ともあれ、この後はこの案件に関してジラルトウツェ郡は言及されなくなり、ジラルトウツェ郡の資料は無事に発見されたと考えられる。

一方、クロンパヒでの国勢調査の関係資料の再搜索要請に対して、スピシ県庁からは4月28日付で最初の報告が届けられた<sup>46</sup>。この報告では、ゲルニツァ郡の資料のみを別包装にするとは考えられないと指摘しつつ、スピシ県庁内に荷物は残されていないので発送忘れも考えられず、発送済みと思われると返答している。また、6月1日付の電報においても、クロンパヒでの国勢調査の関係資料は他の郡の資料とともに発送済みであるとの内容を繰り返し報告している<sup>47</sup>。

#### 3-4. 再調査案の浮上、そして暫定センサスの調査票利用への方針転換

以上に示したように、1922年前半にスロヴァキア統治省が仲介する形で1921年国勢調査に関する未着資料の搜索が進められた。この結果、1921年12月末時点で未着が指摘された5地点のうち、1922年6月初旬までにクロンパヒを除く各地区の関係資料の所在は明らかとなり、順次プラハの国立統計局宛てに送付される措置が進められた。しかし、クロンパヒの資料については行方が杳として知れないまま、発送済みを主張するスピシ県と未着を指摘するプラハ（統計局と内務省）の立場は食い違ったまま膠着状態となった。

その中で、プラハの統計局は打開策としてクロンパヒでの再調査を提案することとなる。スロヴァキア国民文書館のスロヴァキア州庁文書のうち、その提案を最初に示した文書は1922年6月1日付で国立統計局が内務省に宛てた文書をスロヴァキア統治省にも送付したものである<sup>48</sup>。

この文書において、統計局は1921年定期国勢調査の結果資料の搜索状況について、1922年5月末時点でもジラルトウツェ郡とクロンパヒからの資料が未着であると整理し、再度関係する県庁に対して再調査を求めた。そして、それと同時に、国勢調査の集計作業を迅速に進める観点から、ジラルトウツェ郡とクロンパヒでの再調査の可能性を内務省に打診した。

一方、スロヴァキア統治省は5月27日付の文書（スピシ県宛の連絡と国立統計局宛ての再搜索結果の連絡）<sup>49</sup>において、それぞれ、クロンパヒとジラルトウツェ郡での再調査の可能性について言及しているため、これらの文書が作成される以前の5月中下旬の時点で両地区での再調査という選択肢が内々ではすでに検討されていた可能性も残る。

その後、上記したようにジラルトウツェ郡の国勢調査に関する資料が発見されたため、問題の焦点はクロンパヒの情報をどのように集めるかという点に絞られていく。

この点に関し、6月8日付で内務省が作成し国立統計局に宛てて発送し、スロヴァキア統治省にも転送した文書<sup>50</sup>において、1919年にスロヴァキア全土で行われた暫定センサスの調査票を流用する選択肢が

<sup>44</sup> č. skatula 490, č.7841/22. Adm.III.

<sup>45</sup> č. skatula 490, č.8108/22. Adm.III.

<sup>46</sup> č. skatula 490, č.6337/22. Adm.III.

<sup>47</sup> č. skatula 490, č.7842/22. Adm.III.

<sup>48</sup> Ibid.

<sup>49</sup> č. skatula 490, č.6455/22. Adm.III.

<sup>50</sup> Ibid.

初めて登場した。この文書において、内務省は、(チェコスロヴァキア国内の) ドイツ系メディアとドイツ系政党に政府を攻撃する格好の材料を提供すること、そして主な理由として少数民族問題を再燃させる懸念があることを指摘しつつ、クロンパヒでの再調査の実施への反対を提示した。代案として、内務省は、統計局幹部との電話での打ち合わせに言及しつつ、1919年の暫定センサスの調査票を基礎に用いつつ、補足調査によって不備を補うことを提案した。具体的には、1919年8月20日を調査対象者の状況を把握する基準日とした暫定センサスの調査票を、1921年の定期国勢調査の基準日(1921年2月15日)の状況によって補正する目的で、クロンパヒでの補足調査を行うという提案であり、2つの調査の間に住民の状況に大きな変化が生じていないことを予測した上での案だった。そして統計局がこの方針に賛成するならば、クロンパヒでの補足調査に向けた準備作業を直ちに開始したいと連絡した。

上の文書が作成された6月初めに方針が決定したのであろう。6月16日付の文書で国立統計局はクロンパヒでの補足調査にあたっての調査項目を内務省に伝達<sup>51</sup>し、同時に1919年の調査票のスピシ県への再転送や、調査費用に関する連絡など実務的な準備が加速した。そして、スロヴァキア統治省は、スピシ県庁に対して1922年7月15日までの作業完遂を要請し<sup>52</sup>、クロンパヒでの実際の補足調査が開始されることになった。

### 3-5. クロンパヒでの補足調査の実施と住民からの不穏の報告

さて、実際にクロンパヒ現地での補足調査を管轄したスピシ県からは、補足調査の実施について7月7日付でスロヴァキア統治省に第一報<sup>53</sup>を送り、その中でクロンパヒでの補足調査で用いる調査票を調査員に引き渡し、(7月15日までの)作業期間内に完遂すべく調査を開始した旨を報告した。次いで7月13日付でスピシ県庁が発したスロヴァキア統治省宛ての文書<sup>54</sup>でも、クロンパヒ現地からの連絡として7月15日までの作業完了の見込みを重ねて報告している。

さらに、スピシ県庁は7月25日付の文書<sup>55</sup>を通じて、スロヴァキア統治省に対し、クロンパヒでの補足調査が完了し、調査票などは同日(1922年7月25日)付でプラハの国立統計局宛てに発送した旨を報告した。しかし、この文書は続く段落で、補足調査の開始時に小規模の騒動が発生したが、説明を経て住民が沈静化したとの興味深い出来事を併せて報告した。また、調査員の報告として、以前<sup>56</sup>はマジダル人(ハンガリー人)と申告した住民の多くが、[今次の補足調査では]スロヴァキア人と申告したために補足調査が円滑に進行したこと、ならびに調査員個人の印象ではクロンパヒのマジダル人の数は住民数の5~6%ではないかとの予測も報告した。

このスピシ県からの報告は関心を呼ぶものだった。スロヴァキア統治省は7月31日付の文書<sup>57</sup>でスピシ県庁に詳細な報告を求めた。これに対しスピシ県庁からは8月4日付でスロヴァキア統治省宛ての返信<sup>58</sup>が届き、前便で記された「騒動」に関してより詳しい報告を記している。

<sup>51</sup> č. škatula 490, č.8659/22. Adm.III.

<sup>52</sup> č. škatula 490, č.9384/22. Adm.III.

<sup>53</sup> č. škatula 490, č.9822/22. Adm.III.

<sup>54</sup> č. škatula 490, č.10822/22. Adm.III.

<sup>55</sup> č. škatula 490, č.11099/22. Adm.III.

<sup>56</sup> この「以前」が、1919年の暫定センサスでの調査を指すのか、あるいは1921年の定期国勢調査での調査を指すのかは不明である。

<sup>57</sup> č. škatula 490, č.11234/22. Adm.III.

<sup>58</sup> č. škatula 490, č.11572/22. Adm.III.

スピシ県庁の報告によれば、補足調査の開始にあたってクロンパヒの住民は国勢調査が何を意味するか理解しておらず、マジダル系（ハンガリー系）小学校が建設されるのではないかという話が飛び交い、さらには住民投票に関する噂も飛び交ったという。一方、スロヴァキア系住民は国勢調査の結果が紛失する事態はありえないと訝しがったとも記した。しかし、当局側が今回の調査では民族帰属も宗派も特定しない旨を説明し、太鼓の音とともに触れ回ったことで住民も沈静化したという。これがスピシ県庁による「騒動」に関する説明だった<sup>59</sup>。

ただし、この報告の後半では、補足調査の際には、実際にはスロヴァキア系の住民が調査員に対して強く訴えた場合のみ民族帰属と宗派を特定しない対応をとり、それ以外の場合は調査対象者からの回答に応じて民族帰属を記載したとも記し、これがスロヴァキア系住民の間でマジダル系学校が建設されるのではないかと恐れを惹起した原因だったとも記している<sup>60</sup>。

このスピシ県庁からの報告に対するスロヴァキア統治省ないし内務省からの返信は、スロヴァキア州庁文書には綴じられていない。

この後の文書は、1919年の暫定センサスでの調査結果と今次の補足調査で得られた結果との照合ないし修正作業の進捗に関する報告、あるいは補足調査にかかる経費に関する連絡など、事務的な内容が続くので、内容は割愛したい。

以上が、スロヴァキア国民文書館のスロヴァキア州庁文書に基づく、1922年にクロンパヒで実施された国勢調査の補足調査の実施に至るまでの経緯と、補足調査が呼び起こしたクロンパヒでの「騒動」の内容である。

では、次節では、上で述べたクロンパヒという町の状況、ならび1921年2月にクロンパヒで発生した労働争議を踏まえて、クロンパヒでの住民調査を取り巻く「騒動」の背景に存在していた要素に関して分析を試みたい。

#### 4. クロンパヒでの補足調査と騒動に関する現時点での考察

以上、第2節ではクロンパヒの状況、次いで第3節では国勢調査の資料検索からクロンパヒでの補足調査の実施に至る流れ、およびクロンパヒでの騒動ないし不穏について確認した。これを受けて、本節ではこれらの史料に残る文言からどのような意味を読み取れるかについて幾つかの点を指摘したい。

第一に1921年の定期国勢調査の集計に問題が生じた際に、1919年の暫定センサスの調査資料が1921年の定期国勢調査の調査結果を代替しうる資料として認識された点が興味深い。しかしながら、1919年8月と1921年2月という2つの調査の基準日の間、約1年半の間に住民が経験した変化を把握し1919年のデータを補正するために、また1919年の暫定センサスでは調査内容から外されていた項目に関するデータを収集するために、結果としてはクロンパヒ現地での補足調査が必要となった。そして、1919年も1921年も、さらに1922年も調査員による戸別訪問という同一の手法で調査は実施された。その意味では、後述する内務省の懸念とは異なり、クロンパヒの住民の受け止めでは補足調査と再調査との間にある違いは限りなく小さく、当地の住民の属性が繰り返し調査される事態として住民が認識したと思われる。それが故に、クロンパヒの住民もまた、以下に記すような様々な反応を返した。

第二に、当局側が統計調査を通じて住民の民族意識を問うことの意味を意識していたこと、あるいは

<sup>59</sup> Ibid.

<sup>60</sup> Ibid.

視点を反転するならば、調査を受ける住民側も自分たちの民族意識を国家・権力側から問われることの意味を住民なりの論理に基づいて理解していたことを改めて確認できる。スロヴァキア州庁文書に残された文書の中にもこの論点が繰り返し登場している。

例えば、1922年6月上旬にクロンパヒなどで定期国勢調査の全面的なやり直し（再調査）が取りざたされた際には、内務省が民族問題の再燃とマイノリティ政党からの政府攻撃の懸念を理由として、クロンパヒ現地ではより小規模な補足調査のみで完了できるように1919年の暫定センサスの調査票を基にする提案を示している。上述したように、クロンパヒの住民にとっては、補足調査と再調査との違いはあまり感知されなかったかもしれないが、少なくとも内務省は繰り返しの住民調査が及ぼすインパクトを低減したい意向を示していた。

また、補足調査終了後の1922年7月から8月にかけてスピシ県庁からスロヴァキア統治省に宛てて送られた報告にも住民の民族意識に起因する案件が幾つか記されていた。例えば、住民投票が実施されるのではないかとこの噂、スロヴァキア系住民の間で抱かれたマジダル系（ハンガリー系）小学校が建設されるのではないかとこの懸念、そしてそれらを含め補足調査の実施が住民の間に不穏を引き起こしたという報告である。

これらの事例は、すでにオーストリア＝ハンガリー二重帝国による統治を経験し、第一次世界大戦後に民族自決権の論理に基づいた新国家の建設と国境線の再編が進められていた中央ヨーロッパにおいて、民族意識に関する住民調査は純粋な学術的・社会的な調査に留まらないこと、そうではなく住民調査は国家ないし権力側による何らかの政策の施行を導く蓋然性を住民が十分に理解していたことを示していると推測できる。

つまり、1918年秋に第一次世界大戦が終結した後も、クロンパヒ周辺ないしスロヴァキア東部において政治や経済、社会の変動が続く中で、1919年、1921年、1922年と短期間の内に3回もの住民調査が実施されたことは、自分たちの立場に関わる何らかの政策の実施の予感をクロンパヒの住民に抱かせるに十分だったのではないだろうか。

その予感は、例えばこれら数次の住民調査はクロンパヒにハンガリー系マイノリティ学校を建設するための予備調査であるとの推測を呼び起こした。あるいはより広く東部スロヴァキアを取り巻く政治情勢と連関させつつ、この一帯が所属する国家がまた変わる可能性があるのではないかと、つまり自分たちがまたチェコスロヴァキアとは別の国家に所属する可能性があるのではないかと、そのために第一次世界大戦後の中東欧各地で計画ないし実施された国家帰属をめぐる住民投票がこの地域でも実施されるのではないかと、との推測を住民に抱かせ、不穏を引き起こした。そして、クロンパヒ現地で活動したスピシ県庁の役人もその住民の間にある雰囲気を感じ、スロヴァキア統治省に報告したと考えられる。

そして、再調査のリスクを指摘した内務省の文書は、このように住民調査と何らかの政策の実施との結びつきを住民が把握している構図がすでに成立していることが引き起こすリスクを、政府ないし当局側も十分に理解していたことを示す一例だと解釈できるだろう。

そして第三にこれらの噂や推測を呼び起こした背景として、第一次世界大戦後のクロンパヒが置かれていた不安定な状況を指摘できる。

クロンパヒではスロヴァキア系、ハンガリー系、ドイツ系、ポーランド系などの様々な出自と背景を持つ人々が製鉄所の労働者として集まる企業城下町的な社会が築かれていた。しかし、第一次世界大戦末期から終結後にかけて製鉄所の操業状況は不安定となり、国境線変動の影響も受けて製鉄所自体の存続

すら危ぶまれる事態となった。そのため、労働争議も深刻化し、最終的には配給問題を引き金として 1921 年 2 月は憲兵隊と住民との衝突が発生し、犠牲者を生む事態にまで至った。また、第一次世界大戦後にはスロヴァキアないし北部ハンガリーの帰属をめぐるチェコスロヴァキアとハンガリーの紛争が発生し、1918 年から 1919 年にかけてはまさにクロンパヒの近辺が軍事的対立の最前線となる状況も 2 回生じている。このようにクロンパヒを取り巻く環境が不安定化していた中、この町に住む様々な出自を有する住民たちが自らの民族意識を問われる調査に繰り返し直面したことの意味は軽視できないだろう。

また、1921 年 2 月にクロンパヒで発生した労働者と憲兵隊との衝突では、スロヴァキア系出自と思われる女性代表が集まった群衆に対してハンガリー語で話しかけたことが、住民と憲兵隊との衝突を引き起こした引き金となった。このことは、クロンパヒの住民にとってどの言語を用いて話すかは民族の違いを示す指標としてことさら強く認識されておらず、状況に応じて言語を使い分ける環境と心性とが残る、いわゆる「ナショナル・インディファレンス」(national indifference)<sup>61</sup>的な状況がこの時点でも存在していた可能性を示すものだろう。そして、むしろ、クロンパヒの住民の言語使用に注目していたのは、1919 年の政変と社会主義運動の状況とを意識しつつ、国境を越えてハンガリーから急進的な労働運動の影響が浸透することを警戒していた会社側であり、憲兵隊つまり政府当局の側だった。当局側の視点で労働争議に揺れるクロンパヒの状況を警戒していた立場の人物こそが、「敵国語」であるハンガリー語使用に対して厳しい反応を示したことが衝突を引き起こした一因だったとも解釈できる。

しかし、クロンパヒを取り巻く不安定な情勢の中で実施された度重なる住民調査を経て、1922 年にはクロンパヒの住民の合間にも、使用言語や民族帰属に関する調査と連関させてマイノリティ学校の建設や住民投票といった民族政策の可能性を想起し語る状況が生まれていた。果たしてこの言説がどれだけの広まりを有していたのか不明であるが、言説の変化は確認できよう。

ここからはクロンパヒの一件は、不安定な社会状況において住民調査が住民の意識に変化を及ぼす触媒として機能した例として位置づけられることを指摘できる。

## おわりに

以上、本稿では、スロヴァキア国民文書館に収蔵されているスロヴァキア州庁文書に依拠しつつ、スロヴァキア東部のクロンパヒにおける 1921 年の定期国勢調査の関係資料をめぐる役所間の遣り取りを再構成してきた。また、それと同時に、クロンパヒの当時の情勢を確認しつつ、数多くの民族集団が居住していた工場の町において第一次世界大戦後の不安定な時期に繰り返し実施された住民調査が住民の間の不穏を導いた経緯を確認した。

筆者は、別稿において、ポーランドとの住民投票が計画されていたスロヴァキア北西部のオラヴァ県北部において 1919 年の暫定センサスの実施にあたり、オラヴァ現地のスロヴァキア語新聞の紙面では、住民投票ないしポーランドの国境紛争と暫定センサスとを関連付ける言説が登場し、暫定センサスが持

<sup>61</sup> ナショナル・インディファレンス論を提示したタラ・ザーラの代表的な論文としては、ZAHRA, Tara, *Imagined Noncommunities: National Indifference as a Category of Analysis*, *Slavic Review*, 69, no.1 (Spring 2010), pp.93-119. また、ナショナル・インディファレンス論に対する最近の批判的な検討としては、マールテン・ヴァン＝ヒンダーアハター&ジョン・フォックス編、金澤周作・桐生裕子監訳『ナショナルリズムとナショナル・インディファレンス—近現代ヨーロッパにおける無関心・抵抗・受容—』、ミネルヴァ書房、2023 年などを参照。

つ意味がオラヴァの状況に合わせて独自に解釈されていたことを示した<sup>62</sup>。

本稿で扱ったクロンパヒの事例もまた、第一次世界大戦後の「スロヴァキア」各地で展開されていたそれぞれの状況を参照しつつ、各地の住民が自らの住民意識を当局側から問われることの意味を独自に解釈した事例の1つだったと位置づけられる。

オラヴァでは、ポーランドとの国境紛争という文脈の中でスロヴァキア系住民の存在と比率を明確化するという観点から暫定センサスの意味が理解された一方で、クロンパヒでは、直前に近隣での武力紛争を経験し、なおかつ経済的に斜陽化した企業城下町の環境において、繰り返し民族意識を問われたことが、住民の間でマイノリティ学校建設の噂を呼び、あるいは国家帰属をめぐる住民投票の噂を呼んだ。

このように反応の形は多様であったものの、チェコスロヴァキア建国直後の住民調査とそれに対する反応を通じて、第一次世界大戦直後に実施された住民調査が各地の住民たちに民族の違いをより意識させる役割を担ったとともに、各地の住民たちに対して自分たちが置かれた状況と関連した「民族政策」の実施を予感させる触媒の役割をも果たしたことを暫定的に指摘できる。

しかしながら、本稿で扱ったクロンパヒの事例については、まだ行政文書からのみの再構成に留まり、現地新聞やその他の資料による裏付けを経たものではない。そのため本稿での考察も現時点では仮説の提示に留まり、他の史料を参照しつつの検討が求められる。

また、第一次世界大戦後の（チェコ）スロヴァキア内のさらに別の地域でも同様の事例が確認されるか、さらには、約20年後の1930年代末に発生した再度の国家解体と新国家建設、国境線再編、つまりチェコスロヴァキア共和国の解体とスロヴァキア独立国の建設時にも同様の事例を確認できるかについても今後の検討が必要だろう。

とはいえ、スロヴァキア各地の地域情勢を示す他の史料との突合せを行うことで、暫定センサスに関する文書史料が大戦終結直後当時のスロヴァキアの社会情勢を別角度から確認できる可能性を秘めていることを改めて指摘できる。この点を確認しつつ、本稿を閉じたい。

---

<sup>62</sup> 香坂、「一九一九年のスロヴァキアにおける暫定センサスとその余波」、pp.161-169。



## [研究ノート]

# ガッサン・ハージ、 パレスチナ／イスラエルへのまなざし

栗林 大

### 1. はじめに — 「パレスチナ／イスラエル」という隘路において

パレスチナのガザ地区をめぐるイスラエルの軍事侵攻に一つの転機が訪れている。2025年10月10日、米国の仲介によりイスラエルとハマースとの間で停戦協定が発効し、膠着状態にあった危機が収束へと向かう動きとして注目されている。その一方、停戦合意の後もイスラエル側の武力行使が断続的に発生し、先行きの不透明感は拭えない。ガザ保健当局の発表では、パレスチナ側の死者は2023年10月以来、少なくとも7万人に達したとされる<sup>1</sup>。

2023年10月下旬、イスラエルはパレスチナのガザ地区に大規模な軍事侵攻を開始した。同月初旬、ガザ地区を実質的に統治するイスラム主義の抵抗組織ハマースがイスラエル領内への奇襲攻撃を展開し、千人を超える死者とともに数百人に上る人質が連れ去られたことへの対抗措置として、イスラエルのネタニヤフ政権は徹底して軍事力の行使を厭わない武断的な姿勢をとった。以来、イスラエル国防軍による軍事作戦では、ガザ地区への大規模な空爆と地上部隊の侵攻が繰り返され、また制圧と同時に国境が封鎖されたことからガザは長らく外部とは隔絶された孤立状態に陥った。封鎖されたガザ地区では食糧をはじめとする物資の供給がほぼ絶たれた状態となり、多くの住民が深刻な飢餓に直面する事態となった。2025年8月、国連事務総長アントニオ・グテーレスは「ガザの生き地獄を表現する言葉が尽きたかに見えたその時、新たな言葉が加わった。「飢饉」だ」との文言で始まる声明を発表し<sup>2</sup>、明白に人道上の危機が出来していることを強く訴えた。

しかしながら、これほどまでに一方的な武力の行使とその濫用、さらにはジェノサイド<sup>3</sup>と評されるほどの人命の喪失を目の当たりにしながら、この2年間というもの、欧米を中心とする国際社会の動きは一貫して鈍いものに終始している。2025年6月、国連安全保障理事会ではイスラエルとハマース双方に呼び掛ける停戦決議案が提起されたが、米国の反対によって否決された。9月には国連総会の開催とあわ

<sup>1</sup> BBC News Japan 「ガザ地区の死者が7万人超す 停戦以降に350人以上、直近は幼い兄弟2人」(2025年12月1日) <https://www.bbc.com/japanese/articles/cz0n3jy4vzeo>

<sup>2</sup> グテーレスは同声明で「即時の停戦、すべての人質の即時の解放、そして完全かつ制限のない人道支援へのアクセス」の必要性を訴えている。国際連合広報センター「ガザの飢饉に関する国連事務総長声明(日本、2025年8月22日)」[https://www.unic.or.jp/news\\_press/messages\\_speeches/sg/52588/](https://www.unic.or.jp/news_press/messages_speeches/sg/52588/)

<sup>3</sup> 2024年1月、国際司法裁判所(ICJ)は、イスラエル政府に対し「ガザでジェノサイドを防止する手立てをとるよう暫定措置命令を」発出した(クープ、2024:4)。国際刑事法の専門家ステファニー・クープは、2023年10月以降のイスラエルのガザ侵攻を国際法の観点から検討し、「戦争犯罪、人道に対する犯罪、そしてジェノサイド犯罪に該当し得る」と述べている(クープ、2024:19)。

せて「パレスチナ問題の平和的解決及び二国家解決の実現のためのハイレベル国際会合」が開催されたが、同会合までに英国、カナダ、オーストラリア、ポルトガル、フランスが新たにパレスチナを国家として承認すると表明した<sup>4</sup>。現在、パレスチナを国家承認している国々は国連加盟 193 か国のうち 150 ヶ国以上に上るものの、イスラエルとパレスチナ双方の国家主権を確立する「二国家解決」への道筋は未だ見通せない。パレスチナ／イスラエル問題は、専らイスラエルの国内問題としての位置づけしか与えられないまま、厳然たる非対称性の下にある。

さらに元を辿れば、第二次世界大戦後のイスラエル建国の文脈を踏まえなければならない。ナチス・ドイツのホロコーストに代表されるように、かつてヨーロッパを中心に吹き荒れた反ユダヤ主義に対する一つの「解決」として実現したイスラエル国家そのものに対して批判的な立場を取りづらい欧米諸国のディレンマが、この問題をより深刻な袋小路へと追い込んでいる。とりわけイスラエル批判やパレスチナ支援の運動が、反戦、人道主義といった普遍的な視点に基づくものでさえも「反ユダヤ主義」として形式的に論難され、一部の国においては取り締まりの対象となるような状況は、国際法や基本的人権、言論の自由など国際社会に理念的に共有されてきた基本的価値と深刻な齟齬を来している。パレスチナ／イスラエルの問題となるとあからさまな二重基準が罷り通るような状況は、現下の国際秩序にビルトインされたフェイタルエラーの様相を呈していると言っても過言ではない。

パレスチナ／イスラエルをめぐる危機の深化を前に、オーストラリアの社会人類学者ガッサン・ハージによる著書『オルター・ポリティクス：批判的人類学とラディカルな想像力』（明石書店）を読む時、同書のもつ意味合いも大きく変わってくる。すなわち、上述のような非対称の相克を見つめる著者のまなざしをよりいっそう意識せざるを得ない。実のところ『オルター・ポリティクス』では、2010 年代までのパレスチナ・ガザを含む構造的な状況に対して著者が直截に言及している箇所が数多く見られる。とりわけ第 7 章から第 9 章はその中心であり、それに先行する第 4 章、第 5 章もこの問題に向き合う際の著者の立ち位置を明瞭に示すものである。ハージ自身、本書を構成する文章の多くが調査地としてかかわりをもつ「オーストラリアと中東、とりわけイスラエル／パレスチナ」に由来すると述べている（ハージ、2015=2022：24）。

しかし、ハージにおける「パレスチナ／イスラエルへのまなざし」を論ずる必要性は、また別の位相にも根差している。もとより彼は、人類学から社会学、精神分析に至るまでインター・ディシプリナリーな理論的アプローチを通じて、人間と社会のかかわりについての先端的な洞察を提供してきた研究者である。邦訳刊行以来、同書を取り上げたいくつもの優れた書評の多くは、主にその実験性に富んだ理論的な貢献に寄せられている。同時に彼は、そうした営為の傍ら多文化主義や植民地主義、国民国家、移民問題に至るアクチュアルな社会問題を分析し、それらへのリアルタイムの発言を厭わない物言うアカデミシャンとしての側面を持つ。筆者は、そこに内なる葛藤を看取する。同書では、ハージが実際に直面した調査対象者の抱える現実へのコミットメントとして「感情的な参与、分析的な参与、そして政治的な参与」の三つの様態と折り合いをつける必要が語られ、この「三つがしばしば「軋轢」の状態にあったという事実」に言及している（ハージ、2015=2022：190）。同書では、日常化する危機的状況の中にはまりこむこと、いわゆる軋轢や隘路、行き詰まりを「ドツボにはまること (stuckedness)」と表現し、そうした構造

<sup>4</sup> 国際連合広報センター「イスラエル・パレスチナ紛争の二国家解決への再コミットを「手遅れになる前に」とグテーレス事務総長（UN News 記事・日本語訳）」（2025 年 10 月 6 日）  
[https://www.unic.or.jp/news\\_press/features\\_backgrounders/52872/](https://www.unic.or.jp/news_press/features_backgrounders/52872/)

に対して、ただ「反対する」のではない、また別の在り方を探る思考実験が繰り返される。ハージの提唱する「オルター・ポリティクス (Alter-Politics)」とは、自身の実存のかかわるマイクロ・ポリティクスを出発点として、既存の関係性の外部に新たな空間を見出そうとするすぐれて実践的な試みなのだと言える。

本稿では、完全なる隘路に陥っているように見える「パレスチナ／イスラエル」の状況を見つめ直す契機として『オルター・ポリティクス』での議論をひもとき、この問題へのかかわりを手掛かりに、研究者としてのハージが見せる、実存的な葛藤を含む論理の一端に光を当てたいと考える。

## 2. パレスチナをめぐる「政治的な感情」の在処

『オルター・ポリティクス』(原題: Alter-Politics)は、2015年に刊行されたガッサン・ハージの単著で、『ホワイト・ネイション』『希望の分配メカニズム』に次いで三冊目の邦訳書となる。ハージは、レバノン生まれ、オーストラリア・メルボルン大学で教鞭をとる人類学者・社会学者であり、レバノンのキリスト教共同体の形成と歴史的発展をテーマとする博士論文を著し(ハージ、2003=2008:95)、専攻を精神分析人類学(psychoanalytic anthropology)としている(保莉・塩原、2003:352)。人類学をはじめ、精神分析、哲学、社会学に至る幅広い知見とフィールドワークをもとに、1990年代以降、新自由主義化してゆくオーストラリア社会で変容する多文化主義に対して、「白人性(ホワイトネス)」批判を軸にクリティカルな議論を展開したことで知られている。近年は、グローバル資本主義下における福祉国家の縮退を背景に、多文化社会を取り巻くシビアな状況を多角的に論じ、オーストラリア社会にとどまらない現代社会論として注目されている(栗林、2017)。

『オルター・ポリティクス』は、4部11章からなる重層的な構成をとっており、同書邦訳版の解説によれば、2005～2013年にリリースされたさまざまな論考が各章のベースになっている(齋藤、2022:366)。重層的というのは、論及される分野が多岐に渡るだけでなく、グローバル資本主義に席卷される現代世界のありようから、マイノリティやレイシズムをテーマとした社会論、人類学のもつパースペクティブ、そして研究者としての社会へのかかわり方まで、複数の位相を縦横に語り尽くすマイクロ／マクロのレンジの広さを指す。そして、複数の位相にわたる実存的な取り組みを貫くように顔をのぞかせるのが、現状の追認でもその徹底的な批判でもない、また別の道の存在を示唆する「オルター(alter-)」の視点である。

同書を構成する多彩な論考は、論旨の上では、次の四つの論点のいずれかを含む、または複数の論点をつなぐもののように思われる。

- (1) グローバル資本主義の秩序の下での、新たなかたちの統治の出現と社会の分断について。
- (2) パレスチナ／イスラエルをはじめとする、非対称の排他的状況への向き合い方について。
- (3) 「抵抗の政治」(anti-politics)と「別の在り方を模索する政治」(alter-politics)の峻別と節合について。
- (4) 批判的人類学の現在、そしてアカデミシャンとしての「政治」に対するコミットメントの在り方について。

このうち、本稿ではとりわけ(2)にかかわるハージの視座を本節と次節において確認したいと考える。

ガッサン・ハージは「パレスチナ／イスラエル」とのかかわりを、第5章「民族誌と政治的な感情について」において、自らのルーツであるレバノンのキリスト教社会から捉えたイメージから説き起こす。保

守的なキリスト教社会で育ったことで、ハージは当初イスラエルを、アラブ社会に包囲されながら西洋文明を守る存在として理想化されたイメージで捉えていたと語る。それは、レバノン人のキリスト教徒にとって広く共有された幻想であったという。レバノン内戦を避けてオーストラリアに移住して以降、大学で学ぶうちにアカデミックな知見を得てイスラエルに批判的な立場をとるようになる。抑圧者としてのイスラエルと被抑圧者としてのパレスチナを認識するに至った知的な関心が「政治的な感情」へと転化するには、二つの要素が介在していた。一つは研究者として探求を深めるうちにアラビア語でパレスチナの文献を読むようになったこと、もう一つは自身の育った家庭で支配的に振舞う父の肖像と、イスラエルのパレスチナ支配とが重なり合い、その抑圧の形態に家父長制的な側面を見出したことであった。ハージにとって、父権的にトップダウン方式で子どもに接する父の姿は「善意の独裁者」であり、了解していないことが起きた時にひどく傷つき情緒的になるのはきまって父の方であったという。そこで絶大な権力をもつ者の巧妙なやり口と、彼が主張する「傷つき」や「痛み」、自己陶酔的な情緒は、権力関係を土台にして成り立つものであることを看取せざるをえなかった。こうした経験が「似たようなあり方で構造化された権力と支配の対象となった人々に私が共感するように促した」。ゆえに「パレスチナの土地の植民地化についての歴史的不正義の感覚よりも、パレスチナとイスラエルの紛争における「権力と支配」に対して」はるかに強い怒りを覚える、とハージは語る（ハージ、2015=2022：163）。この視点は、パレスチナ論はもとより多文化社会におけるマジョリティとマイノリティの支配的な関係性を論ずる際のハージの視角に通底する。すなわち、個人の内面を含めて構造化された非対称の関係性の問題として支配を捉える彼の議論の基礎をなしているように思われる。

中東におけるイスラエルの軍事作戦は、たびたび周辺国に及んでおりレバノンもその例外ではない。2006年のイスラエルのレバノン爆撃は、ハージが訪れた調査地の村を焼き払い、祖国への、また実際にかかわりのあった人々への攻撃を介して彼自身イスラエルへの怒りと憎しみを共有する立場となった（ハージ、2015=2022：153）。このことをオートエスノグラフィックに叙述する中で、ハージは自らの中に生起する「政治的な感情」について考察を深めてゆく。

「政治的な感情」を惹起しやすい「ナショナルな自己同一化」のメカニズムには、擬人化された共同体としてのネイションに対して、個人が何を仮託しているのかが透けて見える。ハージは、ネイションの機能の一つとして「完全であるという感覚 (sense of perfection)」を提供し、個人がそこから潜在的な可能性を汲み取ることによって実際以上に「力の感覚 (sense of power)」に満たされた状態となる。それは時に「生の意味」「生の可能性そのもの」と重ね合わされて、強烈な感情を掻き立てるものとなる。

ナショナルな自己同一化に賭けられているのは、まさにこの「力の感覚」であり、それがネイションを情動的な愛着に値するものにするのだ。すなわち、あなたがひとりの国民としての私、すなわち私のネイションを攻撃するとき、あなたは単に、いまそうである私を攻撃しているのではなく、私がなりうると夢想している私を攻撃しているのである（ハージ、2015=2022：169）。

「ナショナルな自己同一化」を通してもたらされる怒りや悲しみについて、ハージは二つの重要な補足を行っている。一つは、自分自身と対象との具体性つながりによって強度が異なるということである。ハージは、自身が「パレスチナよりも」「レバノンに」より強く自己同一化していて、イスラエルのレバノン爆撃をよりいっそう個人的なもの、すなわち自分自身への侵害として認識しているという点に自覚

的にならざるを得なかったという。それは、自分の外側の対象に自己同一化する (identification with ...) ことと、自分自身を貫いて自己同一化する (identification through ...) ことの違いとして描き出されている。

もう一つは、侵害してくる相手に対して、同じネイションへの自己同一化を経験した者同士でも「怒り」という情動を必ずしも共有できない場面があるということである。ハージはそれを調査対象者へのインタビューにおいて看取している。侵害に対して何らかの手段をもって抗うことができる、より能動的な状態にある時よりも、自己同一化の対象がより受動的な状態に押し込められ、不全の感覚に覆われる時に「怒り」が増幅しやすいのではないかとハージは推論する。それはハージ自身の、レバノンのシーア派イスラム組織ヒズボラへのスタンスとかかわる。ヒズボラは、イスラエルの軍事的な侵略に対する抵抗の象徴として、調査対象者らレバノンの住民やその家族にとって自らを貫いて自己同一化する対象となりうる。しかしながら、キリスト教社会に属し、知識人でもあるハージにとってはそこまでの没入的な自己同一化は困難なのである<sup>5</sup>。それゆえにハージ自身は、ヒズボラの存在を介した抵抗の可能性に一体化できず、不全感が亢進してより激しい怒りに転化したのではないかと自らの心理を探る。そうした省察を通じて、「ナショナルな自己同一化」や「政治的な感情」の働きはきわめて個人的な経路に依存していて、それぞれの「生の意味」に基づくものとして位置付けられる。それにもかかわらず、往々にして「知識人が、自分が共感する政治的行為者に対して (中略) 自分と違いがないのだと考えて、自分自身の感情をいかに無反省に投影しているか」という点について、ハージは注意を促している (ハージ、2015=2022 : 185-186)。

個人史と重ね合わされるようにして、ハージの披歴する「パレスチナ／イスラエル」に対する複雑なかかわりは、中東地域にルーツをもち、非西洋風の名前をもつ研究者がこの問題にアプローチする際の、または見解を表明する際の困難をよく表している。そして、パレスチナで起きていることへの怒りと、レバノンで起きたことへの怒りを異なるものと位置付けて腑分けすることで、それぞれの土地に対して紡いだ関係性や自己同一化の度合いによって政治的な感情に落差が生じ、必ずしも共有できない部分が残ることを指摘している。ハージは、侵害に対して強烈に反応し高揚する集団的な共同性や、帰属に基づくナショナルな感情の問題を扱いながら、個々人がそこへ同一化する度合いに落差が生じるメカニズムを解き明かそうとする。その際、明確にミクロ的な視点に立脚し、集団へのコミットメントが個人の辿ってきた経路に依存するさまを描くやり方は、ディープ・インタビューを含むエスノグラフィックな調査手法に通じたハージならではの筆致と言えるだろう。こうした分析を経ることで巨大な集合的意識として捉えられることの多いナショナルな感情は——陽光をプリズムに通すように——異なるスペクトルをもつ個人的な「生」に根差したさまざまなタイプのコミットメントとして識別可能なものとなるはずである。

ハージは、ここから本稿冒頭でふれた三つの参与方法 (感情的な参与、分析的な参与、そして政治的な参与) の分裂と軋轢へと話を進めるのだが、研究者として調査対象を含め、共感や理解を寄せたいと考え

<sup>5</sup> 同書「解説」において、齋藤剛は「第五章におけるハマースと同一化したハージの怒りの感情をめぐる省察と突き合わせるならば…」と記している (齋藤、2022 : 384)。本稿で論じた通り、同章ではハージがパレスチナのイスラム組織ハマースに自己同一化する理路は示されておらず、文脈上レバノンのイスラム組織ヒズボラとの名称の取り違えと考えられる。この一節に象徴されるように、ガッサン・ハージにおける「パレスチナ／イスラエル」論は、そのほかのトピックに比べて言及される頻度が低く、そのぶん解像度の低い状態にある。本稿に取り組む動機の一つはこうした不均衡にある。

る対象に対して「政治的な感情」をむやみに投影しないための民族誌的なガイドとなっているように思われる。

### 3. パレスチナ／イスラエル、そしてガザという「袋小路」について

ガッサン・ハージの「パレスチナ／イスラエル」論は、本書の第7章「自己陶酔的な被害者意識について」に、そのエッセンスが示されている。初めに、彼はこの問題について一人の研究者として公に発言することの難しさに言及する。曰く、この問題への言及は「植民地主義的メカニズム」を介したグローバルな政治力学に組み敷かれることを逃れられない。

私がアラブ／イスラエル紛争について、友と敵の論理ではなく学問の論理でもって語るときにはいつでも、私の語ることはただちに、政治的なものの植民地主義的な権力によって、友と敵の論理に、「彼は私たちに賛成なのか、反対なのか」といった語りの様相に、転換させられてしまう（ハージ、2015=2022 : 234）。

また、ハージによれば、この問題に関心をもって研究者の言葉にふれようとする多くの人々もまた、既にその「政治的なもの」の構図を内面化した上で、その布置にしたがって自身の主張に近い意見を聞きに来ていることが少なくない。このような聴衆の単純化された認識に「追認」を与える知識人も存在する中で、学問の立場から緻密な議論を行うことはいかにして可能なのか。そして、緻密な議論を称揚するかのように標榜しながら、比較的明快な事実を前にしてなお、いわゆる「両論併記」に持ち込もうとする作為を帯びた折衷的な議論のあり方とも対峙しなくてはならない。「折衷的」で「複雑」な評価は、それ自体が問題を泥沼化させるために用いられる政治的な道具になりうるからである。ハージの抱える困難は「パレスチナ／イスラエル」の問題で、中東世界にルーツをもつ知識人が西洋社会に対して発言することの難しさとも重なりつつ、より一般的にアカデミシャンが政治にコミットする際のアポリアの所在を端的に示している。

一方、パレスチナ、とりわけガザ地区に対する認識はシンプルである。

私にいわせれば、ガザは恒久的な犯罪状況（クリミナリティ）に置かれている。ガザで何が起きているかではなく、ガザへの侵攻にでもなく、ガザで起きた事件でもない。ガザそのものが、恒久的な犯罪状況なのだ。私には、これ以上の緻密なことはいえそうにない。実際、これ以上の緻密さ、あるいはこれ以上の「バランス」や「公平さ」を追求するのが、端的にいつて非倫理的であるような状況のひとつが、ガザなのだと考えている（ハージ、2015=2022 : 238）。

それはイスラエルによって繰り返される軍事侵攻が非倫理的であるという表層の出来事の問題ではなく、そもそもその領域が抱える現実に内在する犯罪性があるということである。再びハージの言葉を借りるならば「厳しい統制を続けておきながら、「命を育む」責任のみを占領勢力が端的に放棄することによって、自分たちはもはや占領勢力でないかのようにふるまう、というまやかしを演じているガザのような空間」には、「永続する構造的な犯罪状況」があるというのである（ハージ、2015=2022 : 239）。

そして、彼が「恒久的な犯罪状況」と呼ぶものをガザにおいて永らえさせることは、侵略を行う者たちのうちに、またそれに加担する者たちのうちに「沈黙を帯びた実存的な不安」を惹起する。それは『ホワイト・ネイション』でハージが指摘したような、先住民を根絶やしにしてきた白人の植民地主義者の訴える「不安」や「パラノイア」と同種のものである。文明化された、近代的な社会において非倫理的な行為や社会構造を構築し、かつそれが罷り通ってきたこと、加害者側がその厳然たる事実を精神的に苛まれる事態を念頭に置いて、ハージはガザとホロコーストとの比較可能性に論及する。

これ（＝実存的な不安：引用者）は、今日現存する恒久的な犯罪状況が続いていくことに私たちが加担している限り、私たちの存在そのものを蝕んでいく、社会的無意識の秩序のようなものである。ガザは私たちにまとわりつき、ゆっくりと麻痺させていく。ホロコーストがいまも私たちにまとわりつくように。私はガザをホロコーストと同一視しているわけではないことは、急いでいわせてほしい。イスラエル人がガザにおいて残虐行為に関与していることが、ホロコーストで行われた残虐行為と等しいと語っているのではない。（中略） そうではなく、西洋による麻痺したかのようなガザへの沈黙は、程度の差こそあれ、似たような文化的影響を将来に及ぼすだろうと語っているのである。つまり、私が述べたガザへの侵攻と構造的な残虐行為の両方は、ホロコーストにおけるそれらと同じではないけれども、にもかかわらず、両者には比較可能な側面があり、その側面について、私たちはまだリンゴと梨を比べることをしていないのである（ハージ、2015=2022：243）。

ここで言う「私たち」とは「今日の世界に住む私たちすべて」である、とハージが語っている点は重要である。パレスチナ／イスラエルは、ホロコーストがヨーロッパの問題から世界化されるに至った政治的な動向と表裏一体のかたちで、いまやグローバルな問題として構想可能となっている。しかし、パレスチナ／イスラエルの紛争について、イスラエルと西洋に帰責したり、ネタニヤフのイスラエルを告発したりすることだけでは、その袋小路から救い出すことはできない。「あらゆることを誰かが何か悪いことをした結果として説明する「意志の政治」」（ハージ、2015=2022：245）という捉え方は、むしろこの問題の一部をなしているという。

ガザはパレスチナの抱える状況の濃縮であって、二つの不可能性あるいは袋小路の産物である。第一に、シオニストの国民国家が普通の国であることの不可能性であり、第二に、パレスチナ人による反植民地主義の政治の不可能性と袋小路であって、両者は、対峙する両サイドから別様に「議論の余地のない普通の国民国家への憧れ」を共有している（ハージ、2015=2022：245-246）。イスラエルも、またパレスチナもその憧れのもつ不可能性を許容できないことが、ナショナリストによるナルシスティックな自己肯定を生み出し、病理的な政治をもたらす淵源であるとハージは指摘する。ここには、ガザが一方的に犯罪状況に押し込められているという構造的な事実と、それを被る人々の側に政治的にコミットすることとの間に注意深く分節線が引かれていることに留意したい。彼は、イスラエルのナショナリズムを「自己陶酔的で、強迫観念的で、自己肯定的な」ものだとして断罪する一方、パレスチナ人もまた反植民地主義的ナショナリズムを土台にひたすら被害者性を強調する側面をもつと位置づける。両者はともに「他者と共にある」ことを望まないがゆえに、同一の土地の上で排他的な関係性を相互に強め合っている。そこに「私たちは、国民国家の枠組みの外から考えることができているだろうか」との問いが投げかけられる（ハージ、2015=2022：261）。「オルター（alter-）」なあり方を構想するハージは、両者が共に完全なる国民国家

の理想を抱え続ける逼塞した状況下において、なお袋小路を抜け出す糸口を見出そうとするのである。

私はいまや、イスラエル人もしくはパレスチナ人のどちらかが、安全を感じたり、力を与えられたように感じたり、反植民地主義を闘ったりするのを手助けすることには興味はない。私は、双方の人々がお互いに行き詰まっているという事実とともに、生きていきたい。そして研究者は、この重要な問いに対して立ち尽くすべきだ。悪い関係性をどのようにしてよい関係性へと変えられるのか。関係論的に考え、そして自己陶酔的な存在の自己肯定という観点から考えないことが、進むべき道なのである（ハージ、2015-2022：262）。

「私は、双方の人々がお互いに行き詰っているという事実とともに、生きていきたい」という場合、それは一種の諦めを意味するのだろうか。「ホープ・ウィズ・ウルプス」と題された彼の講演において、相容れない他者との間で「統治」をつくりだすための糸口として、「交渉」というメソッドに言及している。それは、「わたし」や「われわれ」にとっての「統治不可能なもの」（＝他者）に対して、一方的に支配下に組み込むこと（domestication）に拠ることなく、まず他者による自己統治の可能性を承認するところからはじまる（Hage 2007=2009: 111）。言い換えれば、その際の他者が競合する支配（domestication）の主体であることを認めることで、初めて新たな倫理的な地平が開かれるのである。すなわち「他者とともに希望を持つ、言い換えれば、他の方法で、統治する主体としての他者とともに希望を持つという考え方である」（Hage 2007=2009: 125）。

それがいかに遠い道のりであっても、おそらくハージの基本的な構想は変わらないだろう。「私たち」は、一方で「交渉」を巡る構想を思い描きながらもそれを当事者に強いることなく、他方でその傍らに立ち、その道のりの険しさを前に「立ち尽くす」必要があるのかもしれない。

#### 4. 2020年代の「反ユダヤ主義」、そして「定義の政治」

2024年2月、ドイツのマックス・プランク社会人類学研究所は声明をリリースし、社会人類学者のガッサン・ハージを同研究所の客員教授のポストから解任し、研究上の提携関係を終了すると発表した。声明は、ハージが「SNS上で示した一連の見解は、マックス・プランク協会の重要な価値観と相容れない」としている<sup>6</sup>。

この発端はドイツの新聞 Welt am Sonntag 紙がハージ本人に行った取材であった。イスラエルのパレスチナ侵攻に対してハージが SNS 上で示した批判について、反ユダヤ主義的（Anti-Semitism）ではないか、との記者からの問いかけに対して、これを問題視したハージは一連の経緯を研究所に報告する。同紙は記事をリリースし<sup>7</sup>、研究所はその内容を踏まえてハージの解任を決定したのである。

ハージは、研究所とのやりとりを経た所感を即日自身のブログで公表し、研究所側が問題視したとされるフェイスブック上での発信の一つを自ら引用する形で紹介している。

<sup>6</sup> Max-Planck-Gesellschaft, “Statement of the Max Planck Society about Prof. Ghassan Hage”, (2024年2月8日) <https://www.mpg.de/21510445/statement-ghassan-hage>

<sup>7</sup> Welt am Sonntag, “Antisemitismus-Skandal erschüttert deutsche Nobelpreis-Schmiede”, (2024年2月5日) <https://www.welt.de/politik/deutschland/plus249881966/>

イスラエルの人々はガザの地で行ったことを、連合国が行ったドレスデン空爆になぞらえたがるのだが、それは真実ではない。連合国はドレスデンの人々に屈辱を与えようとはしなかった。イスラエルの暴力はそれがもたらす破壊と恥辱を考えれば、むしろナチスの反ユダヤ主義の暴力を想起させる。また、その下品さにおいてもナチスの暴力によく似ている<sup>8</sup>（訳出は筆者）。

このくだりでは、イスラエルの軍事作戦を正当化する言説を否定し、返す刀でイスラエルの展開する暴力をナチスのホロコーストになぞらえて批判している。同時に2010年代の抑制的な論調から、明らかにイスラエル批判に一步踏み込んだことも看取できる。このようなハージ独特の鋭くもシニカルな視点が、イスラエル批判と反ユダヤ主義とを形式的に等置するドイツ国内の公定言説に抵触したとみなされたことは想像に難くない。

一方、ハージ自身は「パレスチナ／イスラエル」の問題について、自らの複合的な視角を説明し、キリスト教徒、ユダヤ教徒、ムスリムが共に暮らすことのできる多宗教社会 (multi-religious society)こそが理想であるとしている。そして、幾多の論考でそれを主張してきたこと、イスラエル批判と同時に多宗教社会の構想を拒絶する政治的主張を繰り広げるパレスチナ人勢力もまた批判してきたことを言明する。本稿においては、第3節で紹介した通りである。ゆえに、一片の文章表現を論じて「反ユダヤ主義」のラベリングを行い、あたかも彼が反イスラエルのボイコット運動 (BDS) にコミットしている活動家であるかのようなドイツ紙の記事はまったくの失当である、とするのがハージの反論である<sup>9</sup>。同時に、ハージが懸念しているのは、このようなドイツでの形式的な反ユダヤ主義言説への規制が同国内のムスリムや中東出身の移民を攻撃する口実に利用されているのではないかと、という点であり、「反ユダヤ主義」が恣意的な排除の論理として運用されつつあることに強い警鐘を鳴らしている<sup>10</sup>。

「記憶の政治」を論ずる歴史学者の橋本伸也は、このハージの一件のほかにも、ドイツ社会の文化・芸術から学術・言論分野において「反ユダヤ主義」の名の下に検閲的な抑圧が横行しており、現代アフリカにおける植民地主義と暴力の研究を重ねるカメルーンの知識人アシル・ンベンベや、レバノン系カナダ人の劇作家ワジディ・ムアウッドに及んだ批判に論及しつつ、主に2020年以降、論争が続いている経緯を紹介している（橋本, 2025: 133-137）。その背景にあるのは、2010年代半ば以降に進行した国際的な「反ユダヤ主義」を巡る定義の更新とその浸透であり、それが各国政府を通じて具体化する中でイスラエル国家やシオニズムに批判的な運動や言論をも取り締まりの対象とする新たな「反ユダヤ主義」として現出したという。ハージの議論に立ち戻るならば、かかるトレンドは第3節で言及した「植民地主義的メカニズム」を介したグローバルな政治力学にかかわる。このようなパレスチナ問題にかかわるイスラエル批判をも十把一絡げに「反ユダヤ主義」のカテゴリーに放り込む形式主義の広がりについて、橋本は「定義変更による政治的・行政的・司法的作為を広く「定義の政治」として位置付けている（橋本, 2025: 140）。

さて、以下の文章は、2010年5月、パレスチナへ支援物資を届けようとした「ガザ自由船団」に対し

<sup>8</sup> Ghassan Hage, “Statement Regarding my sacking from the Max Planck Institute of Social Anthropology”, from Blog “Hage Ba’a” (2024年2月8日) <https://hageba2a.blogspot.com/2024/02/statement-regarding-my-sacking-from-max.html>

<sup>9</sup> 同上。

<sup>10</sup> 同上。

てイスラエルが攻撃を加えた際、殺害された平和運動家の書き残したものとされている。ハージは、これを自身のフェイスブックで紹介して大きな反響を呼び、本書では第7章への追記「私は詩を書くことはないが、どんなときも、詩は、詩ではない。」として収録している。

私は、悲惨さ、レイシズム、非道さ、そして強制収容所を目撃した。だがあの人たちは、自分たちは悲惨さ、レイシズム、非道さ、そして強制収容所の専門家だと言うので、私はこれは悲惨なことではない、レイシズムではない、非道なことではない、そして強制収容所ではない、と言うあの人たちの言葉を受け入れねばならなかった（ハージ、2015=2022：264）。

詩文に漂う無力感は、ドイツにおける「反ユダヤ主義」の定義を巡る抑圧と論争と並行して、これまで論じてきたような「パレスチナ／イスラエル」をめぐる事実認識の「定義」の問題構造、その非対称性をよく表している。イスラエルの人々がかつて民族集団としてホロコーストの惨禍を経験したことをもってホロコーストやジェノサイドについて優先的な解釈権を有しているかのように振る舞えるということと、パレスチナの地で起きている事態をめぐる解釈権を偏に「国内問題」としてイスラエルが占有していることとは表裏一体のように見えて、その実、奇妙なねじれを内包している。イスラエル側から見れば、「ユダヤの人々」が被ってきた「唯一無二」の歴史的経験に照らして、両者が質的に異なるという論理は自明の理となるのかもしれない。また、その点で「反ユダヤ主義」の再定義を欧米諸国が公定言説とすることで、イスラエルがその特権性を大いに享受してきたことは明らかである。しかし、ホロコーストの特異性に依拠することで、イスラエルがホロコースト以外の非人道的な危機を「それはジェノサイドではない」と語りうる状況は、イスラエルの営為を判断する審級がどこにもないということにほかならない。ホロコーストの惨禍を人類史上に刻印された負の記憶遺産として継承するためには、本来であればより普遍性を帯びた概念としてジェノサイドを捉える認識枠組みをイスラエルとそれ以外の人々が共有する必要がある。

しかしながら、その認識枠組みこそが政治的な闘争の場になり、最も「パレスチナ／イスラエル」間の非対称性が露わになる言論空間の布置を構成していることは、第3節で論ずる通り、ハージの認識にも明らかである。

## 5. おわりに

本稿では、ガッサン・ハージの『オルター・ポリティクス』のうち、主に「パレスチナ／イスラエル」にかかわる2つの章（第5章、第7章）を取り上げ、現下の状況に照らして、この問題に対する彼の視座を明らかにするとともに、いくつかの重要な示唆を確認した。同書全体にちりばめられた関連する知見や視座を総合的に検討するに至らなかったことは偏に筆者の力不足であり、今後の課題としたい。

2025年12月、同書が書かれた2010年代と比べて、いっそうガザの「犯罪状況」は深化している。もはや隘路や袋小路という表現では言い表すことの難しい破局に到達しつつあるように思われる現在、いまなおハージの議論から汲み取ることでできることは少なくないと思われる。彼が提唱するところの「他者のうちにある、根本的な他者性（ラディカル・オルタリティ）の探求」は今日いっそう重要性を増している。

《参考文献》

- Hage, Ghassan, (1998) *White Nation: Fantasies of White Supremacy in a Multicultural Society*, Anandale: Pluto Press  
 (=2003、塩原良和・保苺実訳『ホワイト・ネイション——ネオ・ナショナリズム批判』平凡社)。
- (2003) *Against Paranoid Nationalism: Searching for Hope in a Shrinking Society*, Anandale: Pluto Press  
 (=2008、塩原良和訳『希望の分配メカニズム——パラノイア・ナショナリズム批判』御茶ノ水書房)。
- (2007) “Hoping with Wolves, Or Can the Colonial Negotiate?” (=2009、「ホープ・ウィズ・ウルブス——他者との『交渉』パラダイム」玄田有史・宇野重規編『希望学 [4] 希望のはじまり——流動化する世界で』東京大学出版会: 107-127)。
- (2015), *Alter-Politics: Critical Anthropology and the Radical Imagination*, Melbourne University Publishing  
 (=2022、塩原良和、川端浩平監訳『オルター・ポリティクス：批判的人類学とラディカルな想像力』明石書店)。
- (2023) 「他者性の否認に抗する共生の思考——ガッサン・ハージ氏特別講演」(『オルター・ポリティクス』出版記念) 明石書店。URL : <https://webmedia.akashi.co.jp/posts/7060>
- 栗林大 (2017) 「新自由主義的世界における多文化主義の再構成に向けて：ガッサン・ハージの多文化主義論に基づいて」『中央大学社会科学研究所年報』第 21 号、pp.199-218。
- 齋藤剛 (2022) 「解説：もうひとつの思考と政治に向けて：ガッサン・ハージの人類学を基礎づけるもの」ハージ前掲訳書『オルター・ポリティクス』 pp.365-394。
- 鈴木起生 (2019) 「多文化主義思想における他者性の否認：批判的人類学の挑戦に学ぶ」『ソシオロジ』第 63 卷 3 号、pp.41-58。
- ステファニー・クープ (2024) 『国際法からとらえるパレスチナ Q & A：イスラエルの犯罪を止めるために』岩波書店。
- 椿原敦子 (2024) 「書評：ガッサン・ハージ著、塩原良和・川端浩平監訳『オルター・ポリティクス：批判的人類学とラディカルな想像力』」『文化人類学』第 89 卷 2 号、pp.298-301。
- 橋本伸也 (2025) 『記憶の戦争：「ホロコースト」の呪縛と現代的危機』名古屋大学出版会。
- 保苺実・塩原良和 (2003) 「訳者あとがき」ハージ前掲訳書『希望の分配メカニズム』 pp.351-358。
- 宮下大輝・閻書普 (2022) 「書評：ガッサン・ハージ著 (塩原良和・川端浩平・前川真祐子・稲津秀樹・高橋進之介訳)『オルター・ポリティクス：批判的人類学とラディカルな想像力』明石書店、2022 年」『三田社会学』第 28 卷、pp.107-110。
- 山内由理子 (2023) 「書評：ガッサン・ハージ著 (塩原良和・川端浩平・前川真祐子・稲津秀樹・高橋進之介訳)『オルター・ポリティクス：批判的人類学とラディカルな想像力』明石書店、2022 年」『オーストラリア研究』第 36 号、pp.71-74。



## [研究ノート]

# タイ・ミャンマーにおける 仏教実践の比較研究に向けて

小島 敬裕

### 1. はじめに

筆者は、2024年4月から2025年3月までの1年間、タイ国チェンマイで上座仏教の実践に関する国外研修を行った。本稿では、研修で得られた経験をもとに、今まで主に調査を行ってきたミャンマーにおける仏教実践との相違とその背景について考察する。

ミャンマーの仏教実践を主な研究対象としてきた筆者は、チェンマイ市内に居住し始めて、寺院境内でナイトマーケットの屋台や女性施術者によるマッサージ店が営業されていることにまず驚いた。ミャンマーでは、僧侶の修行の場である寺院境内にこのような店舗は見られないためである。そこで、出家者が世俗に近づき過ぎるのは問題ではないのかとタイの僧侶や仏教に詳しい研究者に尋ねたところ、観光客の多いチェンマイでは、寺院が収入を得るためにこうした店舗が20年ほど前から増えてきたが、いずれも業者によって運営されており、僧侶が客になる訳でもないのだから、世俗との距離は保たれていると言う。

逆に、ミャンマーを訪れたことのあるタイ人たちは、ミャンマーの僧侶は世俗との距離が近すぎると非難する。たとえば、元僧侶で還俗後にチェンマイ大学教員を勤めたS氏は、ミャンマーを訪れた際、僧侶が喫茶店で飲食する姿を見かけたが、こうした行動の方が問題だという。また、サイカーと呼ばれる人力車に僧侶と女性が背中合わせで座っていたことに驚いたと述べる。たとえ二人が家族や親戚であったとしても、タイでは女性との接触はありえないと説明する。

この他にも、タイとミャンマーの仏教実践には様々な側面での相違が見られるが、なぜこのような相違が生じたのだろうか。上座仏教徒社会における実践の地域間比較研究は、タイ・ミャンマーにおける仏塔と寺院の関係の相違を明らかにしたサドラーや、教育と政治の関係に着目したダンマサミ、出家行動その他の仏教実践の相違について論じた林らによって徐々に蓄積されつつあるが、まだ全容が解明されたとは言い難い<sup>1</sup>。

そこで本稿では、まずタイの事例に基づいてモデル化されてきた上座仏教徒社会論を簡単に紹介する。

<sup>1</sup> Sadler, A. W., "Pagoda and Monastery: Reflection on the Social Morphology of Burmese Buddhism", *Journal of Asian and African Studies* 5(4), 1970, pp. 282-293.

Dhammasami, Khammai, *Buddhism, Education and Politics in Burma and Thailand: From the Seventeenth Century to the Present*, London: Bloomsbury Academic, 2018.

林行夫「東南アジア仏教徒の世界」奈良康明・下田正弘編『新アジア仏教史 04 スリランカ・東南アジア—静と動の仏教』佼成出版社、2011年、19-62頁。

次に、タイ仏教とミャンマー仏教の相違のうち、各国別の研究では扱われつつも地域間比較研究であまり触れられてこなかった、①戒律に関する実践、②精霊信仰・ヒンドゥー教・大乘仏教との関係、③比丘尼復興運動への対応、の相違について、チェンマイ滞在中の経験から明らかにするとともに、その背景について考察する。

## 2. 上座仏教徒社会における出家者と在家者の関係

上座仏教は、東南アジア大陸部（タイ、ミャンマー、ラオス、カンボジア、ベトナム南部）、スリランカ、中国雲南省を中心とする地域で信仰されており、上座仏教徒社会の各地域では、均質なパーリ語経典が共有されている。

	寺院	僧侶（比丘）	見習僧（沙弥）	1寺院あたりの比丘数	1寺院あたりの沙弥数	統計年
ミャンマー	6万9321	28万6612	23万3714	4.1	3.4	2017
タイ	4万1216	28万1058	4万4430	6.8	1.1	2018
ラオス	4765	1万0093	1万6568	2.1	3.5	2019
カンボジア	4872	2万2302	4万6897	4.6	9.6	2016
西双版纳	577	828	3998	1.4	6.9	2005
徳宏	602	90	101	0.1	0.2	2007
スリランカ	1万0131	3万9106	2万1388	3.9	2.1	2006

出所：和田理寛・小島敬裕・大坪加奈子・増原義之・下條尚志・杉本良男『東南アジア上座部仏教への招待』風響社、2021年、24頁。

上の表からもわかるように、上座仏教徒諸国の中でも、寺院数・出家者（僧侶＋見習僧）数ともにミャンマーとタイは双璧をなしている。こうした事情もあり、タイとミャンマーでは戦後間もなくの時期から複数の研究者によってフィールド調査が行われ、上座仏教徒社会の文化人類学的な研究の中心地となった。しかしその後、冷戦期に至ると、外国人による調査は困難な時代を迎える。ミャンマーでは1962年にネーウィングがクーデターによって政権を奪取し、社会主義政策を採るとともに、外国人による調査は制限されるようになった。そのため、行いとしての上座仏教に関する研究は、主にタイでの調査事例に基づいて行われ、1970年代に石井米雄やタンバイアが提示したモデルが、現在に至るまで参照されている<sup>2</sup>。以下では、上座仏教徒社会における出家者と在家者の関係について、タイの事例に基づく石井米雄の研究をもとに紹介する。

まずサンガ（出家者集団）と世俗社会の分離についてである。上座仏教の正統的教理は、戒律の厳守、瞑想修行の実践により、智慧を得、煩惱を減して涅槃に到達することにある。こうした自力救済の教理は、超世俗的環境における厳しい修行を要請し、世俗で生業を営みながらでは最終的な目標を達成し難い。そこで修行への専心を決意した人々は、各自の生業を放棄して出家し、涅槃への到達を目指す。

出家は、男性であることなど一定の条件を満たしていれば、原則として誰でも可能であるが、出家後は戒律（僧侶は227条の律、見習僧は10戒）を厳守し、サンガで修行生活を送ることになる。戒律を守れない出家者はいつでも還俗し、世俗社会に戻る事が可能である。こうした制度は、サンガの成員が戒律

<sup>2</sup> 石井米雄『上座部仏教の政治社会学—国教の構造』創文社、1975年。

石井米雄『タイ仏教入門』めこん、1991年。

Tambiah, Stanley, *Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970.

遵守の意志と能力を喪失した場合、組織体の外に排出し、他の成員の戒律遵守への努力に対する障害を除去する作用を果たしている。一方、在家者は日常的に5戒（布薩日には8戒）を自発的に守る。

このように、出家者は世俗から分離した環境で修行生活を送る一方で、生産活動に携わることを禁じられ、托鉢によって生活することを義務づけられており、在家者による布施が得られなければ、生存すること自体が不可能である。では、救済の過程から周縁化されている在家者は、なぜ出家者に対して布施するのだろうか。

上述したように、仏教の教理上の最終目標は、輪廻的生存を脱して、苦の滅尽した涅槃への到達を目指すことである。しかし大方の在家者の関心は、輪廻的生存を超克することよりも、むしろその秩序の中における相対的地位の上昇へと向けられている。つまり、民衆の関心の中心にはこの世があり、人間としての幸福を求めるのが在家者によって生きられる仏教の現実である。自らの生存の状態を向上させるのは、自力救済思想の一変種としての「功德を積む (*tham bun*)」ことである。すなわち、善い行いをして功德を積み、善い結果が起こり、幸福が得られる可能性がある。逆に悪い行いによって罪障 (*baap*) となると、悪い結果につながり、最悪の場合、地獄に落ちることになる。そして最善の行為の一つに、戒律厳守の状態にあるサンガへの布施が位置づけられているため、在家者はサンガへの布施によって積徳に励む。

また民衆は、「出家」という行為も積徳の文脈でとらえ直し、新しい意義を付与した。それゆえ、タイ社会に多く見られる一時出家者の大部分は、功德を積むための出家だと考えられる。上述したように、正統的教理に基づく出家の本来の目的は、修行への専念を決意し、涅槃への到達をめざして全力を投入することであり、正統的教理に固執すれば、出家者は必然的に少数化せざるを得ない。しかしこうした積徳を目的としてサンガに流入する非エリート層が存在するため、組織体は維持される。彼らは涅槃への到達を目指す出家者によって排除されることなく、むしろ積極的に評価され、両者がサンガ内で共存している。

王朝時代、在家者のうちサンガの最も有力な支持者は国王であった。国王はサンガを物質的に支援するとともに、国王自身も即位前に出家を経験することが多かった。またサンガが戒律を遵守しない状態に陥った時には、「浄化」の名のもとにサンガを統制した。しかし当時、王権の及ぶ範囲は王都とその周辺に限られていた。その後、植民地化の危機に直面したタイでは、国民への教育普及をサンガに委ねる必要上、1902年の「サンガ統治法」によってサンガ機構が成立し、全国のサンガを王権の統制下に置いた。石井はこのことが、タイ・サンガに見られる斉一性を生んだとする。

石井のモデルは、タイの事例に基づいているものの、確かに他の上座仏教徒社会にも適用できる点が多い。しかしタイは、東南アジアで唯一、植民地化を経験しなかった例外的な国であり、植民地化・社会主義化を経た諸国・地域の事例には、単純には適用できない。またそれぞれの国家や社会と仏教の関わり方は、国家によって、あるいは同一国家内でも地域や民族による多様性が見られる。しかし、社会主義が急進化したラオス、カンボジア、中国雲南省における調査は困難であり、それらの国・地域における実態は未解明の状態が続いた。

冷戦が終結した1990年代から徐々にそれらの地域でも調査が再開され、1970年代の上座仏教徒社会論の相対化が試みられている。筆者の研究も、こうした動向に基づき、あえてタイ以外の国や地域を対象としてきた。しかしタイ仏教については、文献と短期間の調査によってしか知らなかったため、チェンマイにおける実践の地域間比較研究を志したのである。

### 3. 戒律に関する実践の相違

タイとミャンマーの仏教実践には共通性が見られる一方で、両者には相違も見られる。その一つが、戒律に関する実践の相違である。筆者がミャンマーを訪れたことのあるタイ人に、両国の仏教の相違について尋ねると、ミャンマーの出家者は戒律を厳守していないという声がよく聞かれた。冒頭に挙げた例の他、仏教研究者の N 氏は、ミャンマーを訪れた際、出家者がチンロン (chinlon (籐製の) 蹴鞠) に興じる光景を見て驚いた、と筆者に述べた。確かによく見られる光景であるが、ミャンマーでそれが問題とされることはあまりない。

もちろん、チェンマイにおいても僧侶の戒律に抵触する女性との性行為をめぐるスキャンダルが、マスメディアによって批判されることも多いし、タイでも現実には戒律に違反する行為が行われていることは、しばしば見聞する。一方でミャンマーでは、僧侶の戒律違反に関してマスメディアで報道されることはほとんどない。しかしこのことは必ずしも、ミャンマーで出家者の戒律遵守が実現されており、タイで破戒僧が多いことを意味するわけではない。むしろタイの方がミャンマーより、出家者に対する戒律遵守の要求レベルが高いことを意味していると考えた方がよい。

一方で、在家者の 5 戒または 8 戒に関しては、ミャンマーの方が遵守する人の割合が高いように感じられた。特にチェンマイ市内で対照的だったのは、雨安居期間中の布薩日である。布薩日にタイ寺院を訪れるのは、もはや一部の老人に限られているが、彼らも 5 戒のみを受戒して短時間で帰宅する。これに対し、ミャンマーからの移住者の多いシャン族やパオ族の寺院では、数多くの老人たちが 8 戒を厳守するため寺院に宿泊する。タイでも農村部ではこうした実践が残っている地域もあると聞くが、少なくともチェンマイ市内では 8 戒を厳守するタイ人在家者を目にすることがなかった。これに対し、ミャンマーでは現在でも布薩日に 8 戒を守る在家者が、一定数存在する。

では、なぜ両国の実践にこのような差異が存在するのだろうか。以下では近代以降、植民地化の危機を免れたタイと植民地化されたミャンマーの歴史的経緯からの説明を試みたい。

タイで出家者の戒律遵守が特に強調されるようになったのは、近代以降のことである。1830 年前後を中心にプロテスタント宣教師がタイを訪れ、病気の治療、医薬品の無償配布という手段で人を集めては、病人やその家族に伝道用の小冊子を配布していった。1845 年からは、アメリカ人宣教師が、当時、ポーウオンニウェート寺 (Wat Bowonniwet) の住職を務めていたモンクット親王に英語と科学の個人指導を行い、宣教師はモンクット親王のキリスト教徒への改宗を狙った。これに対し、モンクット親王は、キリスト教と西洋科学の挑戦に対応する道は、合理主義、理知主義によって自己を武装すること以外にはないと考え、仏教をキリスト教より劣った異端の宗教とみなす宣教師に対し、仏教が科学と相反する「劣った」宗教でないばかりか、むしろキリスト教以上に「科学的」であることを証明することを目指した。そこでタマユット (Thammayut 「ブッダの教説を正しく実践する者」の意) 運動を展開し、既存の仏教から後世の付加物を取り除き、ブッダの合理的な原始の精神に回帰することを目指した。具体的には、出家者の戒律遵守を強化するとともに、経典とその注釈書を校訂していったと石井は説明する<sup>3</sup>。

その後も国王主導による近代化を進め、植民地化を免れたタイに対し、3 度の英緬戦争を経て 1886 年に全土が植民地化され、王権を喪失したミャンマーでは、国王による擁護を失い、「滅びつつある仏教を救う」ための様々な実践が、19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて展開された。そうした中で、在家者が仏

<sup>3</sup> 石井米雄『タイ仏教入門』めこん、1991 年、133-144 頁。

教を護持するための中心的主体として浮上し、数多くの在家の仏教徒団体によって「日常生活の中で仏法を実践する在家の宗教者」としての自己像が打ち立てられ、定期的に在家者の8戒を守る活動などが展開されたとターナーは指摘する<sup>4</sup>。

このように、キリスト教の挑戦と植民地化の危機に直面したタイ・ミャンマーでは、ともに仏教の改革を目指し、その一環として戒律の遵守が強調された点は共通する。しかし植民地化を免れて王室が維持されたタイでは、国王主導のもと出家者の戒律遵守が強化され、植民地化によって王権を喪失したミャンマーでは、在家者自身による持戒が目指された。こうした歴史的経緯の影響が、実践の相違として現れているのではないかと筆者は考える。

#### 4. 精霊信仰・ヒンドゥー教・大乘仏教との関係

出家者の戒律厳守は、在家者の支持を獲得する上で必要ではあるが、それだけで十分であるとは言えず、在家者が生活を送るうえで抱える様々な苦悩に対処する方法を示すことが、より多くの出家者の支持を得ることにつながる。先行研究でも現実の上座仏教が在家者の日常的不安の解消のため、護呪経 (*parit*) の誦唱、聖水 (*nam mon*) の誦成と参会者へのふりかけ、聖糸 (*sai sin*) の圍繞、護符として小仏像 (*phra khruang*) を身につけるなどの「呪術的側面」を持つことがよく知られている<sup>5</sup>。これらの実践は、現在でもタイ仏教の出家者が在家者の信奉を得るための、重要な側面を構成している。

すでにマクダニエルらによって指摘されていることではあるが、タイで印象的だったのは、ガネーシャを始めとするヒンドゥー教の神像や精霊信仰の神々、さらに大乘仏教に由来する観音像などが、ごく当然のように寺院境内に置かれていることである<sup>6</sup>。この傾向が顕著に見られる例として、チェンマイ市内では2007年にガネーシャ神が設置されたパーデート寺院 (*Wat Pa Daet*) が挙げられる。ここでは本尊のルアンポー・ターワン (*Luang Pho Ta Wan* 慈悲の仏) とともに、知恵と幸運、厄除けの神としてガネーシャ神が重要な位置を占めており、本堂の前のガネーシャ堂にはひっきりなしに参拝客が訪れる。ガネーシャ堂の中では、ガネーシャ神の弟子であるネズミ像の片方の耳を手でふさぎ、もう片方の耳にそっと願いをささやく。続いて、シヴァ・リングに聖水を注ぎ、水が下に流れたら手に取り、額に軽くつけて幸運を祈る。ガネーシャ神への参拝を終えると、ガネーシャ堂の奥にある小さな「願いの井戸の間」へ進み、左回りに3周歩く。これは不運を祓うためである。次に、本堂に進み、本尊のルアンポー・ターワンに参拝する。本尊の両脇には2本の「願いの柱」があり、柱を抱きしめながら願い事を唱え、その後、静かに鐘を鳴らす。この他、特別料金を支払えば、ガネーシャ神に踊りを奉納し、無事息災、招福、厄除け、事業の成功、金運上昇などを祈願することもできる。

こうしたタイにおけるガネーシャ信仰は、王朝時代から存在したが、特に1980年代から90年代にかけての経済成長により、金運や成功を求めて信仰が盛んになり、逆に1997年のアジア通貨危機の際には、経済不安から「障害を取り除く神」として信仰が急拡大した<sup>7</sup>。

<sup>4</sup> Turner, Alicia, *Saving Buddhism: The Impermanence of Religion in Colonial Burma*, Honolulu: University of Hawai'i Press, 2014.

<sup>5</sup> 石井米雄『上座部仏教の政治社会学—国教の構造』、創文社、1975年、41-47頁。

<sup>6</sup> McDaniel, Justin Thomas, *The Lovelorn Ghost & The Magical Monk: Practical Buddhism in Modern Thailand*, Columbia University Press, 2011.

<sup>7</sup> Ruchi Agarwal and William J. Jones, "Ganesa and His Cult in Contemporary Thailand", *International Journal of Asia-Pacific Studies*, 14(2), 2018, pp. 121-142.

これに対し、ミャンマーでも寺院以外の精霊の祠や洞窟、仏塔などで、ウェイザー (*weikza* 超能力者) 像や精霊の像、大乘仏教の弥勒像、観音像、ヒンドゥー教の神々が、仏像とともに祀られることはあるが、寺院境内では原則としてこれらの像が祀られることはない。時代を遡れば、ミャンマーでもそうした共存状態はあったことは知られているが、筆者の調査した範囲では、一部の寺院境内に精霊の祠や観音像が置かれるケースを目にする程度である。

実際、ミャンマーの宗教に関する人類学的な研究で知られるスパイロは、精霊信仰と仏教を、相容れない異質な体系ととらえ、人々が二つの宗教にいかにかに帰依しているのかについて考察した<sup>8</sup>。一方、タイをフィールドとした人類学者のタンバイアは、精霊信仰と仏教が村落社会の中で相互補完的な関係をもって統合されているものとして示した<sup>9</sup>。タンバイアの研究は、仏教と非仏教を対照させる研究を超えるものとして後の上座仏教徒社会研究に影響を与えたが、そもそも両者は参与観察する対象の性質自体が異なっていた可能性もある。

こうした両者の差異は、先ほどの戒律に関する実践の例で見たように、「合理化」の方向性の相違に基づいているように思われる。タイ仏教の近代化は、国王主導のもと、出家者の戒律遵守の強化、パーリ語経典の読誦の際、原音に近い音で発音することの強調、そしてテキスト校訂事業と『三界経』など俗信的な書物の排除など、既存の仏教から後世の付加物を取り除き、本来の「合理主義的な」教えを蘇生させるという方向で行われた<sup>10</sup>。

ミャンマーでは植民地化された 19 世紀後半から 20 世紀初頭にかけて、仏教徒知識人や改革派僧侶たちが様々な仏教徒団体を設立するとともに、仏教は合理的かつ「科学的」な教理を持ち、近代科学を先取りさえしていると、オリエンタリスト研究者や西洋人改宗者たちに主張するようになった。西洋人研究者や改宗者たちも、仏教哲学の合理主義的な言説を、西洋近代の合理主義と親和性を持つものと理解し、魅了されていた<sup>11</sup>。また植民地時代に仏教は民族アイデンティティの核となり、仏教とともに信仰されていたヒンドゥー教の神々は「外来」のものとして、仏教とは区別されるようになった<sup>12</sup>。

このように、キリスト教の挑戦と植民地化の危機に直面した両国が、仏教の「合理化」の方向性をとったことは共通するが、植民地化されなかったタイでは上座仏教以外の実践の排除は限定的であったのに対し、植民地化されたミャンマーでは西洋人との接触の過程で、より強固に仏教の「純化」が目指された点が大きな相違である。

## 5. 比丘尼復興運動への対応

最後に、タイとミャンマーにおいて対照的な相違が見られる事例として、比丘尼復興運動への対応を挙げておきたい。まず、上座仏教徒社会における比丘尼の位置づけから説明する。

上座仏教の比丘尼サンガは、紀元前 3 世紀頃、インドよりセイロン島に伝えられた。アショーカ王の派

<sup>8</sup> Spiro, Melford, *Burmese Supernaturalism*, New Jersey: Prentice-Hall, Inc. Englewood Cliffs, 1967. *Buddhism and Society*, New York: Harper & Row, 1970.

<sup>9</sup> Tambiah, Stanley, *Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand*, Cambridge: Cambridge University Press, 1970.

<sup>10</sup> 石井米雄『タイ仏教入門』めこん、1991年、141-144頁。

<sup>11</sup> Schober, Juliane. 2011. *Modern Buddhist Conjunctures in Myanmar: Cultural Narratives, Colonial Legacies, and Civil Society*, Honolulu: University of Hawai'i Press, pp. 58-59.

<sup>12</sup> Thant Myint-U. 2004. *The Making of Modern Burma*, Cambridge: Cambridge University Press, p. 241.

遣でセイロン島を訪れたマヒンダ長老が、王妃の求めに応じ、サンガミッター (Sanghamittā) 長老尼を招来して比丘尼サンガを確立した。しかし 11 世紀頃、南インドの王朝の侵攻によって比丘・比丘尼サンガともに消滅してしまう。その後、比丘サンガはミャンマーから比丘を招請して再興されるが、比丘尼サンガは再興されず、比丘尼サンガの伝統は上座仏教において途絶えたとされる。現在の上座仏教徒社会においても、スリランカのダサシルマター (*dasa sil mātā*)、ミャンマーのティーラシン (*thila shin*)、タイのメーチー (*mae chi*)、カンボジアのドーンチー (*don chee*) らの女性修行者が存在するが、彼女たちは正式なサンガの一員とは認められていない。

### (1) タイにおける比丘尼復興運動

こうした状態において、タイでは比丘尼復興の試みが何度かなされた。近代以降の事例として知られるのが、ナーリン・パーシット (Narin Phasit, 1874-1950) 比丘の娘 2 人の沙弥尼出家である。ナーリン・パーシット比丘は、仏教徒を構成する四衆 (比丘・比丘尼・優婆塞・優婆夷) の中で比丘尼のみが消滅している状態は不安定であり、四衆が揃った状態こそが純粋な仏教であると考えていた。そこで 1928 年に、比丘である父が娘 2 人を沙弥尼として出家させたが、沙弥尼になるために必要な、比丘尼による授戒という過程を経ていないという理由で、サンガ機構はこの出家を無効とし、還俗処分となった。またサンガ機構は同時に、比丘が女性を比丘尼出家させることを禁止する布告を出している<sup>13</sup>。

タイ人女性として初の、正式な比丘尼受戒を実現させたのはウォラマイ比丘尼 (Voramai Kabilsingh, 1908-2003) である。彼女は、中国の比丘尼サンガがスリランカの比丘尼サンガを継承したものと認識し、1971 年に台湾で比丘尼出家した。しかしサンガ機構によって上座仏教ではなく大乘仏教の比丘尼であると認識され、タイの既存サンガの秩序を脅かす存在とはみなされなかったため、還俗の強制はなかった<sup>14</sup>。

1980 年代半ばに入ると、女性の地位向上を目指す国際的な動きと連動した比丘尼復興運動がスリランカで発生した。10 人のダサシルマターたちが、1996 年に、韓国の大乗仏教の比丘・比丘尼サンガから具足戒を受けて比丘尼となり、さらにスリランカのサンガからの受戒によって上座仏教の比丘尼として得度した。

一方、タイでは仏教学研究でありタマサート大学准教授であった、ウォラマイ比丘尼の実娘 (1944-)、が 2001 年にスリランカで沙弥尼出家、2003 年にタンマナンター (Thammananthā) 比丘尼として出家した。その後、スリランカで出家した比丘尼は徐々に増加し、2019 年現在、比丘尼、沙弥尼、式叉摩那あわせて少なくとも 285 名がタイ国内に存在する<sup>15</sup>。しかし特に保守的なサンガの長老は、上座仏教としての比丘尼の存在を認めていない。

その理由としては、比丘尼になるには、パーリ律の八重法に基づき、比丘・比丘尼サンガ双方からの受戒が必要だが、比丘尼サンガは消滅しているため、一たび戒統の断絶した比丘尼サンガの復興は、律の規定上ありえないとの主張が挙げられる。この「戒統」とは、師より弟子へと伝承される戒律の系統を意味し、授戒を通じて戒統が継承されることこそがサンガ存続の本質であるというのが、上座仏教の一貫し

<sup>13</sup> Koret, Peter, *The Man Who Accused the King of Killing a Fish*, Chiang Mai: Silkworm Books, 2013, pp. 113-144.

<sup>14</sup> Kabilsingh, Chatsumarn, *Thai Women in Buddhism*, Berkeley: Parallax Press, 1991.

<sup>15</sup> Kakanang Yavaprabhas, "Bhikkhunis in Thailand: Sangha, Society, and Situations", *Journal of HanMaum Studies*, No.9, 2022, pp. 127-199.

た考え方である<sup>16</sup>。また中国のサンガは、現在では上座仏教のパーリ律ではなく法蔵部の漢訳四分律を採用しており、上座仏教の戒統が現在まで受け継がれているという確証はない<sup>17</sup>。タイのサンガ機構は、タンマナンター以降の比丘尼出家に関する見解を明確には述べていないが、こうした事情から、タイ比丘尼サンガの誕生を積極的に支援する動きは見られないのである<sup>18</sup>。

## (2) チェンマイにおけるニローダラーム比丘尼修道院の事例

一方で、タイ国内で最大規模を誇るニローダラーム比丘尼修道院 (Nirodharam Bhikkhuni Arama) のように、運動が緩やかに継続する事例もある。以下では、ニローダラームが発行したパンフレットに基づき、その歴史を紹介しておきたい<sup>19</sup>。

創設者のナンダヤニー (Nandayani) 師は 1954 年にチェンマイ県チョムトーン郡に生まれた。大学 2 年生の時に四聖諦と十二縁起に関する本を読み、仏教に関心を持ったという。そのため 1 年間、仏教教理を学び、戒を守るために大学を休学し、大学に復学後、在家者としての生活は苦を減尽させることができないと、より明瞭にわかるようになった。そこで彼女は瞑想指導者として著名なチャー師 (Phra Ajahn Chah Subhaddo) に、出家について相談に赴いたところ、チャー師は「とにかく出家しなさい。在家の仕事は決して終わりが無いが、出家の仕事には終わりがある。」と言われたため、1980 年にメーチャーとして出家した。

彼女はナンダヤニーという僧名を、プラタート・シー・チョムトーン寺院 (Wat Phradhatu Sri Chom Thong Voravihara) のトーン師 (Ajahn Tong Sirimangalo) から受けた。トーン師は、2019 年に死去したが、生前はチェンマイで僧階が最も高い僧侶として知られた。出家後は、タイ国内の多くの著名な僧侶のみならず、パーリ語の聖典から直接学び、25 年間をメーチャーとして過ごした。初期には、当時まだメーチャーだったナンダヤニー師がタイ王国発電公社やチェンマイ大学の仏教クラブの学生たちにブッダの教えを広めていた。

ナンダヤニー師によるブッダの教えの具体的な説明は、多くの信徒を惹きつけ、1995 年には信徒によってチョムトーン郡にニローダラーム修道院が布施された。タイでは比丘尼の存在が公的には認められていないため、寺院 (wat) ではなく、あくまで「仏法を実践する場」(sathan patibat tham) という位置づけである。活動の目的は、女性がブッダの教えの学びと実践によってあらゆる苦を滅することであるため、「ニローダラーム (憂いを終わらせる場所)」と名付けられた。

2003 年には、ミートリー・スッタジット (Mitree Suddhajit) 教授が、よりチェンマイ市内に近いドイサケート郡に土地を布施し、その名に因んでスッタジット (純粋な心) 比丘尼修道院 (Suddhajit Bhikkhuni Arama) と名付けられた。またナンダヤニー師は、金銀を受け取ることを禁じた十戒の条項に基づき、金銭を受け取らないため、同年には女性修行者たちの金銭を管理するための、在家者と在家組織による財団が創設された。

2006 年にナンダヤニー師は、13 名のニローダラームのメーチャーとともにスリランカへ赴き、比丘と比

<sup>16</sup> 森祖道「上座部仏教教団の相互支援と交流」奈良康明・下田正弘編『新アジア仏教史 04 スリランカ・東南アジア—静と動の仏教』佼成出版社、2011 年、72 頁。

<sup>17</sup> 森祖道「上座部仏教教団の相互支援と交流」奈良康明・下田正弘編『新アジア仏教史 04 スリランカ・東南アジア—静と動の仏教』佼成出版社、2011 年、93 頁。

<sup>18</sup> 高橋美和「女性と仏教寺院」奈良康明・下田正弘編『新アジア仏教史 04 スリランカ・東南アジア—静と動の仏教』佼成出版社、2011 年、447-448 頁。

<sup>19</sup> Nirodharam Foundation, *Nirodharam Bhikkhuni Arama*, Chiang Mai: Nirodharam Foundation, 2019.

丘尼の両サンガから受戒して沙弥尼として出家した。その後、式叉摩那（比丘尼出家の前段階）として2年間の持戒生活を過ごし、2008年に他の4名の沙弥尼とともに、スリランカの授戒師のもとで比丘尼として得度した。

帰国後、ニローダラームに比丘尼サンガが完成すると、在家者の寄進によってニローダラーム比丘尼修道院には続々と建物が建てられ、2009年には布薩堂が完成し、沙弥尼の再生産体制が築かれた。2019年現在、36名の比丘尼と20名の式叉摩那、12名の沙弥尼が止住している。ナンダヤニー師は三蔵經典にあるブッダの言葉を、政府機関や民間の様々な団体に対し、メッセージの正しさと明晰さを保ちながら、わかりやすいように説法を行ったため、多くの人々がニローダラームへ説法を聞きに訪れた。ニローダラームで修行を続ける比丘尼は比丘尼律を厳守し、止（Samatha）観（Vipassanā）瞑想に励むとともに、四諦八正道や十二縁起などの基本的な仏教教理について学ぶ。それにより、苦の滅尽と解脱を目指す。

一方、スタジット比丘尼修道院では日曜正法会が行われ、在家者たちが瞑想、布施、持戒、誦経、説法の聴聞などを行う。また学校、葬式、看病、新築式などの際に招かれれば、比丘尼サンガは説法を行う。さらにフェイスブックやユーチューブ、タイ語や英語のウェブサイト、FMラジオ、書籍でも発信を行っている。

以上、2019年発行のパンフレットによって紹介してきたが、ナンダヤニー師は2021年に67歳で死去した。その後、比丘尼の人数はやや減少したが、式叉摩那・沙弥尼の人数は増加し、2025年現在、ニローダラームは、タイ北部・東北部を中心とする7つの支部に、比丘尼27名、式叉摩那・沙弥尼あわせて62名を擁している。以下では、生前ナンダヤニー師と行動し、現在でもニローダラームに止住する比丘尼P師（70歳）の説明に基づき、その現状を補足する。

まず、メーチャーとして修行するのではなく、比丘尼出家にこだわる理由については、「メーチャーは三蔵經典に現れない。現れるのは比丘尼のみなので、ブッダの教えに従いたい。タイの宗教省やサンガが存在を認めようと認めまいと、正法（*dhamma*）に従うことが重要」だという。続けて、比丘尼としての出家生活について以下のように述べる。

タイの比丘が比丘尼律を与えるのは現状では不可能だが、比丘尼と比丘サンガの間に何のトラブルもない。比丘尼は、ブッダの教えどおりに実践しているのみである。比丘の律が227条であるのに対し、比丘尼律の方が311条と多いことを、フェミニストは女性差別と非難するが、女性と男性は違うから、戒律を定めることによって比丘尼を守ることになる。たとえば、比丘尼が男性と会う・話す際には、必ずもう一人以上の比丘尼を同席させなければならない、という条項が設けられているが、これは男性と一緒にいることを見た人から疑われるのを避け、比丘尼を守るためである。条項の数は多いが、実践してみれば難しいことは何もない。フェミニストたちは何のために自ら困難を求めるのか、わからない。

ナンダヤニー師は説法が非常に巧みでわかり易く、多くの信奉を得ていた。中には、ユーチューブで師の説法を聴いて感銘を受け、直接ナンダヤニー師を訪問した比丘もいた。土地や建物、大仏を布施した高額寄進者も師の説法を聴いて感銘を受けたことによる。師の死去後、布施は減少したが、修行生活に必要なものはすべて足りている。毎日、周辺の村へ托鉢に出る他、布薩日には村人たちがニローダラームまで食事の布施に来てくれる。ただし菜食であることを村人たちも知っているため、肉

は布施しない。

このように、ニローダラームの比丘尼サンガは、律の厳守を一つの特徴とし、自らの実践の正統性を主張している。上述したように、タイでは出家者が戒律を遵守した修行生活を送ることを在家者が求める傾向が強く、ニローダラームの実践はこれに沿うものである。また、ナンダヤニー師の説法も、出家・在家を問わず、多くの仏教徒を惹きつけたものと考えられる。

ただし、タイにおいても依然として上座仏教としての比丘尼の存在は認められていない。にもかかわらず、ニローダラームの活動は、なぜ継続できているのだろうか。この背景について、エリオットは、北タイのサンガは、バンコクの中央サンガに対する不満や批判を抱いており、「中央集権への静かな抗議」の一形態として比丘尼を支持し、比丘尼側もそれを巧みに利用して北タイ（ラーンナー）の宗教的独自性を強調することで地域サンガや住民の支援を得たと述べる。つまり、ニローダラームは新しい運動でありながら「伝統」の名のもとに地域的正統性を確立したのだと説明する<sup>20</sup>。

確かに、北タイのサンガはバンコクの王権から独立した独自の伝統を保持していたが、近代化の過程で、国家の構築するサンガ機構に編入された歴史的経緯を持つ。しかし、筆者はチェンマイ周辺の北タイ・サンガに属する出家者たちと交流を持った際、彼らからそのような反中央意識をうかがわせる語りを聞いたことはなかった。

一方、チェンマイ大学宗教学の教員 N 氏は、ニローダラームが実践を維持できる背景について、上述したトーン師との関係が大きいと述べる。ナンダヤニー師はトーン師から瞑想指導を受けたことがあり、比丘尼出家前から師弟関係にあった。ナンダヤニー師がトーン師に対し、比丘尼出家の希望を述べたところ、トーン師は肯定も否定もしなかったが、比丘尼出家後もトーン師はナンダヤニー師に招かれればニローダラームを訪れ、またトーン師は生前、チェンマイで最も僧階が高かったため、ニローダラームはサンガからも公認されているものと在家者も解釈した。このように、ニローダラームはサンガとの関係を巧みに築いたため、現在でも批判されることなく活動を継続できているのだと説明する。

実際、ニローダラームに止住する V 比丘尼（44 歳）によれば、満月・新月の布薩日の前日には、比丘尼 2 名がプラタート・シー・チョムトーン寺院を訪れ、サンガへ挨拶に訪れるという実践を継続しているという。このように、地域のサンガ機構との良好な関係を維持することが、自らの実践の継続を可能にしている可能性はあるだろう。

また N 氏は、上述したパーデート寺院において、ヒンドゥー教の実践が行われていることに対し、一部から批判がありながらも実践を維持できているのは、ニローダラームと同様、地域のサンガ機構との良好な関係を築いているためだと説明する。このように、サンガ機構との関係の構築により、実践の多様性は柔軟に受け入れられている可能性も考えられる。

上述したように石井は、サンガ機構の成立にともなう統制強化が、タイ・サンガに見られる斉一性を生んだと主張した。確かにサンガ機構による出家者への戒律遵守は強化されたが、実践への対応には柔軟性も見られることが、タイにおける実践の多様性の背景にある。

<sup>20</sup> Elliot, Claire Poggi, “From Lanka to Lanna: Regional Bhikkhuni Identity and Transnational Buddhist Networks”, A Thesis Presented to the Faculty of the Graduate School of Cornell University in Partial Fulfillment of the Requirements for the Degree of Master of Asian Studies, 2020.

### (3) ミャンマーの比丘尼復興運動

これに対し、ミャンマーでも 1935 年に比丘アシン・アーディッサウンタ (Ashin Adeiksawuntha)、1950 年に比丘ゼータワナ・サヤドー (Zetawana Sayadaw)、1970 年に瞑想の在家指導者ウー・バキン (U Bha Khin) の女性弟子によって比丘尼復興が試みられた<sup>21</sup>。さらに 2003 年には女性修行者ティラシンのティッサワーディー (Thitsawadi) がスリランカ留学中に比丘尼出家し、サンガ機構のトップに位置づけられる国家サンガ大長老委員会に対し、ミャンマーで比丘尼の存在を認めるかどうかの質問状を送付した。ミャンマーのサンガ機構は、社会主義時代の 1980 年に成立したものである。これに対し、国家サンガ大長老委員会は非法であると回答し、2004 年にティッサワーディーはヤンゴンに戻った際、同委員会の長老からティラシンに戻るよう説得されたが、彼らの眼前で比丘尼の衣を脱ごうとした行為がサンガへの侮辱に当たるとみなされ、懲役刑を科せられた。ただし実際には 3 ヶ月後にスリランカに戻ることを許されている<sup>22</sup>。

回答の際、根拠とされたのは、タイと同様、パーリ律の八重法における、比丘・比丘尼の両サンガから具足戒を受けなければならないという第六の規定である。それゆえ、多くのティラシンたちは、「仏教的また文化的に決して対立すべきではないサンガの長老たちと強いて争ってまで比丘尼となる必要があると考えることはないであろう」とティッサワンディーは推測する<sup>23</sup>。もちろん、ティッサワーディーの姿勢はサンガ機構に対して挑発的であり、彼女の姿勢が反発を招いた側面は否定できないが、タイのサンガ機構が「大乘仏教の比丘尼」であるとして比丘尼の活動を黙認する姿勢とは対照的である。

## 6. おわりに

では最後に、本論で述べたことをまとめよう。

タイとミャンマーの実践の相違として挙げられることの第一は、戒律に関する実践である。タイでは出家者の戒律遵守に対する在家者の要求が高く、ミャンマーでは在家者自身で持戒する人の割合が多い。この背景には、キリスト教の挑戦と植民地化の危機に直面した両国で仏教の改革が目指された共通点がありつつも、王室を維持したタイと、王権を喪失したミャンマーでは、その方向性に相違があったことが影響しているのではないかと推測される。

第二は、精霊信仰・ヒンドゥー教・大乘仏教との関係に関する相違である。タイでは仏教とその他の宗教的要素の融合に対して寛容であるのに対し、ミャンマーでは両者を分離する傾向が見られる。その背景には、ともに近代以前は融合する傾向にあったが、植民地化を免れたタイではその傾向がサンガ機構によっても黙認されているのに対し、ミャンマーでは植民地時代に知識人や改革派僧侶が西洋人との関わりの中で、純粋な仏教とその他の宗教的要素をより強固に峻別するようになった歴史が影響していると考えられる。

第三は、比丘尼復興運動への対応の相違である。タイ、ミャンマー両国において、上座仏教としての比丘尼はサンガ機構によって公認されていない。しかしタイでは、大乘仏教の比丘尼であると黙認され、サ

<sup>21</sup> ティッサワンディー (サッチャーナンディー) 「ミャンマーにおける尼僧と比丘尼復興運動との関係」『パーリ学仏教文化学』38、2025 年、7-8、27 頁。

<sup>22</sup> Kawanami, Hiroko, “The Bhikkhunī Ordination Debate: Global Aspirations, Local Concerns, with special emphasis on the views of the monastic community in Burma”, *Buddhist Studies Review* 24(2), 2007, pp. 233-234.

<sup>23</sup> ティッサワンディー (サッチャーナンディー) 「ミャンマーにおける尼僧と比丘尼復興運動との関係」『パーリ学仏教文化学』38、2025 年、11 頁。

ンガ機構との良好な関係を構築すれば、制度外での出家生活が可能となっている。これに対し、ミャンマーのサンガ機構は、パーリ律を根拠に比丘尼復興は不可能とする原則論に終始しており、スリランカでの比丘尼出家者を逮捕するという事態さえ生じた。ここには、仏教実践の多様性に対するサンガ機構の受容度の差異が現れている。

これらの諸事実は、タイの事例に基づいて構築された上座仏教徒社会モデルを相対化することの必要性を示している。石井は、在家者は布施の対象として戒律を厳守したサンガを求めると指摘した。このことは在家の支持を得るための必要条件ではあるが、ミャンマーではむしろ在家者自身の持戒が追求される。また、近代以降の仏教の「合理化」や、サンガ機構による仏教実践の標準化は確かに両国で目指されたが、タイでは仏教実践の「斉一性」は実現せず、ミャンマーより多様性に寛容な傾向が見られることが浮き彫りになった。

しかし本稿はまだ裏付けの十分にとれていない点も多い試論に過ぎない。今後、さらに多様な実践の地域間比較研究を進めることにより、タイの事例に基づいて構築されてきた上座仏教徒社会モデルの、他国・地域での実態に基づくバージョンアップが実現できるだろう。

謝辞：本研究にあたり、チェンマイ大学社会科学部には訪問研究者として受け容れていただいたばかりではなく、研究の遂行に多大なるご支援をいただきました。ここに感謝の意を表します。

## エッセイ等



## ピケティ『資本とイデオロギー』と可視化

松岡 格

前号に引き続きピケティ (Thomas Piketty) の著書においてどのような可視化、可視性が問題とされているのか紹介する。今回は『資本とイデオロギー』（みすず書房、2023）を扱う。

繰り返しになるが、ピケティは『21世紀の資本』（2014）や上掲書において、世界の一部の国（「富裕国」）、特にそうした国の特定の個人（民間企業の経営者、資産家）というトップに集中する資本の偏り（富の偏在）を指摘し、より公平な経済的な分配（もしくは、不均等な分配の克服）を実現すべきであると主張している。そのために世界レベルでの財務透明性を実現することの重要性を説いている。具体的には富裕者への課税、累進所得税に加えて、民間企業の財務・資産状況を透明化し、累進資本税を課すことで格差削減を図るべきである、としている。

ピケティは本書でヨーロッパを中心とする前近代における身分制社会について「三層社会」というモデルを提示して分析に用いている。これは典型的には聖職者、貴族、平民という互いに異なる社会集団から構成される（ピケティ、2023：55-56）。こうした社会集団の違いによって政治権力や経済力が不均等に分配されていた。前近代においては、身分登録に関わる出生、死亡、結婚の登録と監督は聖職者階級が担い、それに関する登記簿は教会や寺院に保管された（ピケティ、2023：58）。アンシャン・レジーム下のフランスでは、一部の州で「炉端」を数えるという形で世帯集団を把握実践はあったものの、個人を数えることはなかった（ピケティ、2023：80）。1801年に全国的な国勢調査が行われたものの、おおまかな人数の集計を行ったものにすぎず、個人の名前、性別、職業などについての情報が記載された国勢調査一覧が登場するのは1851年のことである（ピケティ、2023：80）。本研究会で過去にとりあげた *Documenting Individual Identity* という論文集においてノワリエルがフランス革命前後の身分登録の状況を整理して説明していたが、革命開始時には人的な意味でまだ登載範囲が限られており、様式が定まっておらず、革命の進行によって様式や記載項目が整っていったことがわかる（ノワリエル、2001）。あらためて、前近代のヨーロッパでは個人レベルでの人的掌握が行われていなかったことが確認できる。

上記のような三層社会が打破され、国家の近代化に重要な役割を果たしたのがフランス革命であった。革命家たちは領主権と財産権を切り分けるという方法を提示した。前者は国家（中央集権国家）が、後者は個人が持ち、その財産は不可侵なものとして国家に保証される（ピケティ、2023：104）。革命家たちは、かつて地域レベルで密接に絡み合っていた両者を切り分ける、という試みを始めたのである。本書が主に問題としている財産主義について、ピケティは「私有財産…に対する絶対的な保護の

提供を根本的な目的とするイデオロギー」〔ピケティ、2023：155〕であると定義している（また「資本主義」は財産主義の一形態であるとする）。このフランス革命が行った上記の切り分けは私有財産の保護を核心とする財産主義イデオロギーの誕生という意味でも大きな意味を持ったことが理解できる。ピケティによれば、この財産主義イデオロギーはその誕生の時から緊張関係をはらんでいた。一方ではそれは個人の解放、社会的・家族的出自とは関わりなく、あらゆる個人を国家が平等に権利を保護するという文脈では解放的性格を持った（ピケティ、2023：123）。一方でそれは既存の財産権を神聖化し、格差を正当化する言説になりうる（ピケティ、2023：126-128）。

この財産主義を誕生させたフランス革命において、可視化が行われたことが確認できる。フランスのアンシャン・レジーム下では農民が土地を売却する際にはまず「領主移転税（ロッド）」を領主に支払わなければならないかった。フランス革命下では移転税を国家に支払う税金（定率税）に変更したが、その際に公的な土地台帳を作成し、土地登記簿を作成するという形で土地所有状況の可視化が行われ、前近代における土地、権利関係の複雑で込み入った状況が整理された（ピケティ、2023：111）。こうして1790年以降のフランスでは、あらゆる財産と所有権の移転が記録できる土地登記台帳、資産台帳システムが整備されていった（ピケティ、2023：144）。

一方でフランス革命の立法者たちは個々人の状況を可視化する必要がない4つの直接税を導入した（ピケティ、2023：146）。ドアと窓税、個人動産税、営業税、土地税の「4人の老婦人」と呼ばれた累進所得税であり、この税額確定には所得そのものを申告する必要はなく、それぞれの基準で計測された「指数」にもとづいて課税された。

このような土地所有状況の可視化というのはやはり本書が言及するインドの例についても言及されている。インドを植民地支配したイギリスは、1865年にはじめての実験的な国際調査を行った。その目的の一つは土地所有状況を調査し、課税に関するデータを得る——誰に課税したらよいかを把握する——ことだった（ピケティ、2023：328）。その後国勢調査は1871年以降、インド帝国全土に拡張され、10年ごとに実施され、1941年まで継続された（ピケティ、2023：328）。この調査によってイギリスは、行政職や軍事職に登用できる人材に関する集団や、納税力のある集団が誰なのか把握でき、そのようなデータは植民地統治にとって極めて重要であった（ピケティ、2023：337）。

18世紀以降に世界各地行われた農地改革は土地の再分配を進め、農民に土地所有権を与え、自分の土地を耕して収穫を自分のものにできるようにしたという意味で画期的で、資産を分散するのに寄与した（ピケティ、2023：883）。しかし、ピケティによれば、資産の分配が土地に限られるため少数者への経済力集中を防げず、また、農地改革という一回限りの分配でとどまってしまう、さらなる資産分散を進めて経済発展を促進する道を閉ざしてしまう、という問題もある（ピケティ、2023：882-883）。格差は別の形で復活するのが歴史の示すところであり、社会の青年層に起業を促し、経済発展を促進するためには累進課税を進める必要がある、としている（ピケティ、2023：883-884）。今後の社会改革に向けては透明性が不可欠で、各国政府にさらなる情報公開、特に所得や資産区分ごとの支払い税額などを公開するように義務づけていくべきである、とも指摘している（ピケティ、2023：894-895）。

上記のインドの国勢調査から可視化に関わって取り出せるもう一つの論点は、カテゴリーの設定によるエスニシティ区分の硬直化である。こうした国勢調査はカーストを重要な指標として行われたが、従来同様ではなかったカーストがこのことによって硬直化することになった。国勢調査とそれに伴う社会

分類の定型化によって、カーストの境界線は硬化することになった。インド全土レベルでは存在しなかった分類を適用し、行政的な意味を与えることで、区分を普及、固定化したのである（ピケティ、2023：339）。可視化の影響については筆者もさまざまに論じてきた部分である。従来地域社会の中に存在した曖昧なエスニックな分類が、排他的でカウント可能な有限のカテゴリーとして定着したプロセスには近代国家の統治が影響していることを身分登録書類について論じたことがある（松岡、2019）。このピケティが挙げているのは身分登録ではなく統計調査であるが、可視化のプロセスとしては重なる点であり、その点から上記のピケティの記述は共感できる。また上記のカースト固定化のプロセスには、植民地主義にも関係していた点も留意しておきたい。ヨーロッパからの植民者は、インドのカーストを、自分達の社会には存在しない、異質な、そしてインドに特有な変化しないものとして描くことで、そこからの脱却のイメージを投影することで「文明化の使命」を正当化し、植民地支配の権力を確立する政治的基盤を構築することを狙った（ピケティ、2023：316-317）。オリエンタリズムを植民地主義に利用する、もしくは他者理解を不当な形で利用する、一つの政治的実践でもあった、とも表現できるだろう。

国家による統治対象地域の可視化と資源の流用が強く関わっていることは拙著（松岡、2024）においても論じたが、ピケティは近代国家の発展にとって徴税力の向上が重要なポイントであったと述べている。徴税能力の向上が近代国家の発展にとって重要であり、それが戦争や徴兵と関わっていたことなどはマイケル・マンが指摘したこととしてよく知られているが、ピケティも本書においてそのことに触れている。19世紀のヨーロッパ諸国の徴税水準では、「夜警」機能、警察、安全保障のための制度を維持するのに十分ではなかったが、20世紀になって課税率をあげることで、国家がこれらの機能を果たせるだけの資金を賄えるようになった（ピケティ、2023：364）。20世紀における国家の税収上の飛躍的な増大は戦争と関わりが強く、各国が徴兵して軍を増強する必要性と関連していた（ピケティ、2023：366）。20世紀に入って続いた戦争は、選挙権拡大にも寄与した。1918年にイギリス、デンマーク、オランダで、1919年にスウェーデン、イタリア、ベルギー、で男性普通選挙が導入された（ピケティ、2023：448）。

## 参考文献

ピケティ (Thomas Piketty)

2023 『資本とイデオロギー』（みすず書房）

ノワリエル

2001 “The Identification of the Citizen“, *Documenting Individual Identity*, Princeton University Press, pp. 49-66

松岡格

2019 「台湾社会の可視化とエスニシティ・姓名」（野林厚志・松岡格編）『台湾原住民の姓名と身分登録』（国立民族学博物館）

2024 『植民地統治下の台湾原住民』（東京大学出版会）



## 35年目の「社会主義時代の記憶」

### —1989年11月17日「ビロード革命」記念日の体験—

森下 嘉之

1989年11月17日は、チェコ（当時はチェコスロヴァキア）における共産党支配からの体制転換、いわゆる「ビロード革命」の発端の日とされ、現在のチェコ共和国では、11月17日は国の祝日となっている。筆者は2024年度を現地チェコで過ごしていた関係上（ENSG9号参照）、この祝日を実体験することができた。本エッセイでは、その時の様子について紹介したい。

まず、「ビロード革命」の概略について簡単に整理しておく。1989年11月17日夕刻（16時ごろ）、プラハ市中心からやや南に位置するアルベルトフ地区（高等教育機関や学生寮がある）において学生デモがスタートした。これは元来、50年前の1939年11月17日に当時のナチ支配体制によって殺害されたチェコ人学生ヤン・オプレタルの追悼を名目とした公認デモとしての位置づけであった。この学生デモは市内を北上して、市中心部のナロードニー通り（国民大通り）に差し掛かったところで、機動隊と対峙・衝突することになる。11月17日の出来事は、その後続く一連の変革のあくまで発端に過ぎないのだが、デモ隊と当局の街頭衝突が繰り返し映像で流されたことで、この日が後に「革命」の象徴的出来事として記憶されることになる。この衝突を契機に、1か月近くに及ぶ国内の混乱、反体制派と共産党指導部との交渉の末、複数政党制への移行が承認された。かつて共産党政権による数度の投獄を経験していた劇作家ヴァーツラフ・ハヴェル（1936-2011）の大統領就任が年内に実現したことで、戦後40年に及ぶ同国の共産党支配は終わりを告げた。多少の混乱を経ながらも、大きな流血事態を招かずに一党体制の崩壊と政権交代が実現したことで、「ビロード革命」とも呼ばれるようになった。直前の11月9日には、当時の東ドイツで「ベルリンの壁崩壊」が起これ、その後はルーマニアなど旧東欧の社会主義政権が相次いで倒れたことで、1989年末は（欧州における）冷戦終結の時期とされている。

この「革命」から35年を経た2024年11月17日、当日はチェコテレビ(ČT)で24時間の特番が組まれ、朝から延々とプラハ市内の生中継が行われていた。毎年、この当日にはプラハ市内のデモが16時より再現される。このため、市内では大規模な交通規制が敷かれ、デモのルート上のバス・トラムは運行停止となる。予定通り、アルベルトフ地区から始まったデモは、17時前に、「メイン会場」となるナロードニー通りに到着する。デモ隊と機動隊が衝突した場所で、現場には記念プレートが設けられている（画像①参照）。普段は観光客や買い物客でにぎわう大通りであるが、この日は大掛かりなライトアップがなされ、ホットワインの屋台も出るなど、街中がお祭り、ショーのような雰囲気である。チェコの11月は、17時には既に暗く、真冬のように寒いため、外で待つのも苦痛である。到着したデモは、既に通りを埋め尽くす勢いで、デモというよりは大規模イベント、スポーツ大会のパブリックビューイングのなかに身を置いているようである。そして、「17時11分」に、このデモのメインイベントとなる、「マルタの祈り」の独唱が、毎年選ばれる女性歌手によって、ナロードニー通りのバルコニーで行

われる（画像②参照）。1968年の「プラハの春/チェコ事件」の時期における、当時のチェコの女性歌手マルタ・クビショヴァー（1942-）のヒット曲として知られており、1989年の「革命」時に、集まった市民の前で20数年ぶりに本人による独唱が行われたことで、この「革命」の象徴的な歌となった。このクビショヴァーの独唱とともに、前述のハヴェルが建物のバルコニーから市民に向けて演説をする有名な場面があるが、これはナードニー通りから先に進んだプラハ随一の大通り「ヴァーツラフ広場」で、数日後の11月21日に行われたもので、日時も場所も別である。

さて、当日の「デモ」に立ち会った筆者の率直な感想は、現場及び報道において、「革命による自由の回復と民主化の実現」「共産党による全体主義支配の断罪」がチェコにおいて繰り返し強調されていたことへの違和感である。実際に1989年の出来事を「革命」と呼びうるのかという問題については、様々な見解がある。他の旧東欧諸国においては、1990年代以降の経済的混乱・格差拡大によって、近年では「民主化」の成果を骨抜きにするかのような権威主義的な政治体制の成立が顕著になりつつある。その一方で、チェコではハヴェルに代表される当時の「反体制知識人」「自由」「民主化」がストレートに称揚されているようであり、「1989年」を「自由」「民主化」という意味でこれほど大々的に祝い、国威発揚として位置づける国は、他にないのではないかと思われる。共産党支配体制の崩壊、「ポスト社会主義」の時代から既に30年以上が過ぎる中、「全体主義体制の断罪」というトーンはむしろ強められているかのようである。90年代以降、同国においては、旧共産党・秘密警察の排除を目指す法律が制定され、共産党支配の40年間をナチ支配と同等の「全体主義体制」とみなす歴史政策も進められた。プラハ市内には、共産党時代の秘密警察が作成していた膨大な個人情報ファイルを集めた資料館があるが、当日限定で一般公開されていた（もちろんファイルそのものは閲覧できない）。当日の特番においても、「社会主義体制による犯罪」がクローズアップされていたほか、上記資料館においても、党による市民弾圧をセンセーショナルに伝える展示が見られた。

1989年の「革命」から3年後の1992年末、チェコスロヴァキアは連邦解消によってチェコとスロヴァキアに分離することになり、現在に至る。（2025年から）あと5年もすれば、「ポスト社会主義期」は40年を超え、戦後の冷戦・社会主義時代の期間を超える。「社会主義時代の歴史」に対する評価は、今後どのように変わっていくのだろうか。



画像①：2024年11月17日のナーロドニー通り「革命」記念碑（筆者撮影）



画像②：2024年11月17日、プラハ・ナーロドニー通りの記念祝典「17時11分」の独唱（中央奥の丸いライトアップの下：筆者撮影）



## 会員近況報告

今号では会員近況報告欄を休止いたします。



## 執 筆 者 一 覧

栗林 大 法政大学通信教育部兼任講師

香坂 直樹 跡見学園女子大学等兼任講師

小島 敬裕 津田塾大学学芸学部教授

松岡 格 獨協大学国際教養学部教授

森下 嘉之 茨城大学人文社会科学部准教授

## 編 集 後 記

今号に文章を投稿して下さった会員の皆様、誠にありがとうございました。今号は充実した研究内容の多くを紹介できる形になり、本誌編集担当として、とてもありがたく感じております。これをもとに、投稿された会員の皆様の研究のさらなる発展が進まれるよう、お祈り申し上げます。

また年末まで編集作業に携わっていただいた編集委員各位に厚く御礼申し上げます。少なくとも今のところ、本誌の刊行は編集委員のボランティアな貢献に支えられています。来年は今後の編集体制・刊行形態等、広い意味では本誌のあり方について研究会全体として点検・検討を進めていきたいと考えています。会員の皆様にはご協力をお願いする次第です。

(松岡 格)

**ENSG (Ethnicity, Nation, State, and the Globe) No.9**

エスニック・マイノリティ研究 第 10 号

発行:2025 年 12 月 28 日

ISSN 2432-9576

編集委員(名字五十音順)

遠藤嘉広、栗林大、香坂直樹、辻河典子、森下嘉之、松岡格(編集  
長)

発行所:エスニック・マイノリティ研究会

〒340-0042 埼玉県草加市学園町 1-1

獨協大学国際教養学部 松岡研究室内

**URL: <https://academic-circle-study-ensg.net/>**

ENSG に掲載された論文等の著作権は著者と編集委員会がともに保持する。無断転用・転載を禁じる。  
Copyright ©2025 by individual author and ENSG Editorial Board. All Rights Reserved. This material may not be  
published or reproduced without permission.